



【令和9年度概算要求額】
4,644億円の内数

【令和8年度予算額】
4,137億円の内数

【主な予算の内容】

加速化プランに基づき児童虐待防止施策等の更なる強化を図り、多様なニーズを持つこども・若者に対する支援体制を構築するとともに、こども家庭センターを中核とした包括的・継続的支援の仕組みや体制の構築に向けたモデル事業の実施、こども・若者人材バンクによる児童相談所等の人材の確保・定着を図ることにより、更なる児童虐待防止対策の推進に取り組む。

1. 基礎自治体たる市町村の虐待予防・対応能力の強化

- 「市町村こども家庭支援推進事業費国庫補助金」を創設し、こども家庭センターによる一元的な企画・管理の下での相談事業・支援事業の整備推進に取り組む。また、こども家庭センターを中核とした包括的・継続的な支援の仕組みや体制の構築に向け、こども家庭センターの相談支援を担う人材の育成や事業構築・地域資源開拓の取組検討に対する伴走支援、自治体同士の情報交換の促進、実践事例等の集約・提供などに取り組むとともに、人口規模等の地域の実情に応じた包括的支援体制の構築に向けた取組を進める。

2. 重篤化した事案に対応する児童相談所（都道府県等）の体制強化

- 「児童相談所等の人材の確保・定着事業」を当初予算化し、福祉系学部を有する大学等と連携した「こども・若者支援人材バンク」の設置・運営を促進し、児童相談所等における人材の確保・育成・定着を図る。
- 「児童相談所における多職種・他機関連携強化事業」を創設し、児童相談所へ障害児支援等に係る種々のコーディネートを行う職員を配置等することにより、児童発達支援センター等との関係性を構築し、障害のあるこどもが一時保護された際の委託先確保のための協力体制の構築を図る。

3. 子ども・若者総合相談センター等による困難を有する若者への相談支援機能強化

- 子ども・若者総合相談センター等の地域の機関・団体において、若者からの相談を受けて行う必要な情報提供等のほか、困難を有する若者と効果的につながり、信頼関係を構築し、必要な支援を提供するコーディネートを行う「地域における若者支援コーディネート事業」の当初予算化を図るとともに、新たに、心理や法律の専門職の配置、地域連携コーディネーターの配置等を行うことで、困難を有する若者への更なる相談支援機能強化を図る。

4. ヤングケアラーに対する支援体制強化

- 「ヤングケアラー支援体制強化事業」の実施主体を市町村まで拡大するとともに、新たに家事支援等を行うスタッフの派遣として、「家事等派遣支援」を創設することで、ヤングケアラー本人の負担軽減を図る。

【要求額の主な内訳】		
◇ 市町村こども家庭支援推進事業費国庫補助金	55億円	(45億円)
◇ 児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金	233億円	(161億円)
◇ 児童入所施設措置費等国庫負担金	1,746億円	(1,672億円)
◇ 子ども・子育て支援交付金	2,393億円	(2,163億円)

令和9年度予算概算要求における新規・拡充事項

1. 基礎自治体たる市町村の虐待予防・対応能力の強化

事業名	主な新規・拡充内容	詳細ページ
こども家庭センター機能強化事業 〔虐待・思春期問題情報研修センター事業〕	<新規> ・ R7補正予算にて措置していた「こども家庭センター設置・機能強化促進事業」のうち機能強化部分を当初予算化するとともに、新たに全国オンライン座談会の運営費等を計上。	P7
市町村こども家庭支援推進事業	<新規・拡充・再編> ・ 「児童虐待防止対策支援事業」のうち市町村（こども家庭センター）が実施主体であるものについて、「市町村こども家庭支援推進事業」に再編。	P8～16
こども包括支援基盤強化事業	<新規> ・ こども家庭センターを中核とした包括的・継続的支援の仕組みや体制の構築に向けた取組を推進する事業を創設。	P17～19
妊娠の悩み相談広報強化事業	<新規> ・ R7補正予算にて措置していた「妊娠の悩み相談広報強化事業」を当初予算化するとともに、民間団体等を活用した24時間対応の相談窓口の設置を図る。	P20
親子支援による虐待予防実証モデル事業	<新規> ・ R7補正予算にて措置していた「親子支援による虐待予防実証モデル事業」の当初予算化。	P21

2. 重篤化した事案に対応する児童相談所（都道府県等）の体制強化

事業名	主な新規・拡充内容	詳細ページ
児童虐待防止対策支援事業	<新規・拡充・再編> ・ 児童虐待防止対策支援事業の再編	P26,27
	・ 「法的対応機能強化事業」について、外部の弁護士に法律相談を行う場合の報償費等を補助対象に追加。	P30
	・ 児童相談所へ障害児支援等に係る種々のコーディネートを行う職員を配置する「多職種・他機関連携機能強化事業」を創設。	P37
	・ 一時保護委託先において、ケアニーズの高いこどもを受け入れるとともに、必要なアセスメントや個別的なケアを実施するための「一時保護委託機能充実化事業」を創設。	P38
	・ R7補正予算にて措置していた「児童相談所等におけるICT化推進事業」の当初予算化。 ・ 「児童相談所等におけるICT化推進事業」について、一時保護専用施設及び子ども・若者総合相談センターを対象施設に追加。	P40
	・ R7補正予算にて措置していた「児童相談システム情報連携基盤構築事業」の当初予算化。	P42
	・ R7補正予算にて措置していた「児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業」の当初予算化。	P43
	・ R7補正予算にて措置していた「児童相談所等の人材の確保・定着事業」の当初予算化。	P51
児童相談所におけるSNSを活用した全国一元的な相談支援体制の構築	<拡充> ・ 画像情報を相談者へ送付する機能など利便性の向上を図るための改修。	P55
次期要保護児童等情報共有システムの運用	<新規> ・ 令和9年度当初から運用を開始する次期要保護児童等情報共有システムの運用保守。 ・ 児相AIツールに内蔵されている生成AIのモデルアップデート等を実施。	P56
児童虐待防止対策推進事業委託費	<拡充> ・ 新たに児童相談所主管課職員及び児童相談所職員向けのポータルサイトを構築。	P58

令和9年度予算概算要求における新規・拡充事項

3. 子ども・若者総合相談センター等による困難を有する若者への相談支援機能強化

事業名	主な新規・拡充内容	詳細ページ
地域における若者支援コーディネート事業	<新規・拡充> ・ R7補正予算にて措置していた「地域における若者支援コーディネート事業」の当初予算化を図るとともに、当該事業に「虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援事業」及び「こども若者シェルター・相談支援事業」を統合。 ・ 心理相談や法法律相談に必要な専門職の配置や、支援先を開拓するための「地域連携コーディネーター」を配置するための加算メニューを創設。 ・ こども若者シェルターにおいて、医療従事者との連携を図る。	P61～66

4. ヤングケアラーに対する支援体制強化

事業名	主な新規・拡充内容	詳細ページ
ヤングケアラー支援体制強化事業	<拡充> ・ 個別相談対応加算の実施主体について、市区町村まで拡大。 ・ ヘルスケア・メンタルヘルスケアに対応するため、「キャリア相談支援」を再編し、「専門職等による相談支援」を創設。 ・ 家事等の負担軽減に対応するため、「通訳派遣」を再編し、「家事等派遣支援」を創設。	P70,71
民間企業等による自治体と連携したヤングケアラーへの食支援事業	<新規> ・ R7補正予算にて措置していた「民間企業等による自治体と連携したヤングケアラーへの食支援事業」の当初予算化。	P72

5. その他

事業名	主な新規・拡充内容	詳細ページ
人材確保・育成・定着支援事業	・ 「児童虐待防止対策研修事業」、「児童福祉司等専門職採用活動支援事業」、「児童福祉司任用資格取得支援事業」、「定着支援アドバイザー配置事業」等を再編し、人材確保・育成・定着支援事業を創設するとともに、困難な若者の支援に従事する者も研修等の対象に拡大する。	P75～77

1. 基礎自治体たる市町村の虐待予防・対応能力の強化

<子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和9年度概算要求額 2,389億円＋437億円の内数（2,163億円＋434億円の内数）

事業の目的

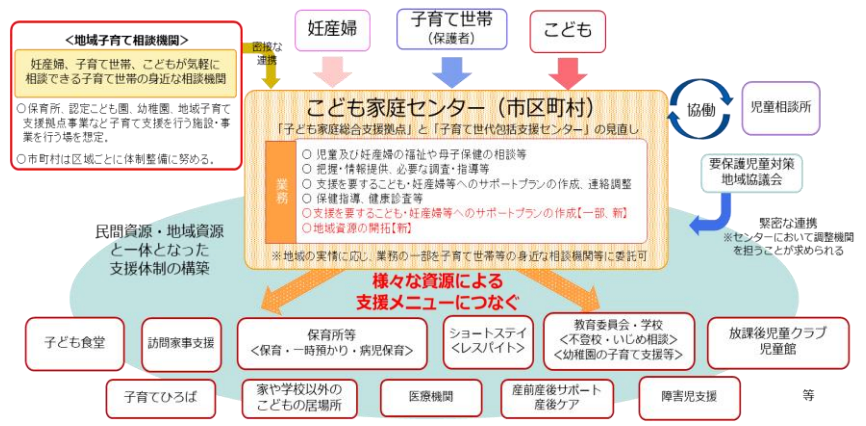
- 改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとした。
- 「こども家庭センター」の設置は、これまで「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」それぞれの設置を進めてきた中で、両機関がともに特定妊婦や要支援児童等を支援対象に含んでいるにもかかわらず、組織が別であるために、連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報共有等が成されにくい等の課題が生じていたことに対して、両機能を組織として一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図るために行われるものである。

事業の概要

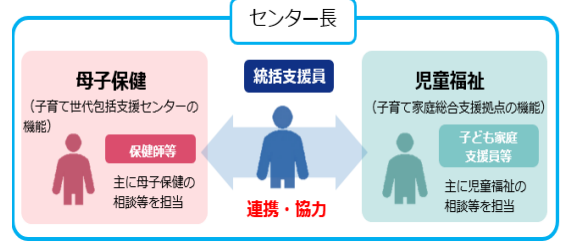
※従来の「子育て世代包括支援センター」及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点」に係る財政支援（安心こども基金で実施していた母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業も含む）を一本化

<業務内容>

- 主に児童福祉（虐待対応を含む。）の相談等を担当する子ども家庭支援員等と、主に母子保健の相談等を担当する保健師等が配置され、それぞれの専門性に応じた業務を実施
- 統括支援員が中心となり、子ども家庭支援員等と保健師等が適切に連携・協力しながら、妊産婦やこどもに対する一体的支援を実施
- 妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成
- 民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓 等



<こども家庭センターにおける一体的支援>



実施主体等

【実施主体】市区町村 【補助率】国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6
※2/3の国庫補助率の対象は、財政力指数1未満の自治体又は原則の補助率で算出した本事業の国庫補助額が1億円を超えない自治体とし、その他の自治体は国庫補助率を1/2とする

【令和9年度補助基準額案】

①統括支援員の配置

1か所当たり 7,452千円

②母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）の運営費

保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合	1か所当たり	15,535千円
保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合	1か所当たり	6,815千円
保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合	1か所当たり	12,633千円
保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合	1か所当たり	9,717千円

③児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）の運営費

直営の場合（1支援拠点当たり）		一部委託の場合（1支援拠点当たり）※1	
小規模A型	3,955千円	小規模A型	10,525千円
小規模B型	10,878千円	小規模B型	17,448千円
小規模C型	17,922千円	小規模C型	24,492千円
中規模型	24,613千円	中規模型	37,752千円
大規模型	45,574千円	大規模型	71,852千円
上乗せ配置単価	5,472千円（1人当たり）	上乗せ配置単価	
		常勤職員	6,782千円（1人当たり）
		非常勤職員	5,472千円（1人当たり）

④サポートプラン作成にかかる支援員の加算

（直営の場合は会計年度任用職員及び臨時的任用職員に限り、委託により実施する場合は常勤職員も可とする）
直営の場合 3,223千円（1人当たり） 委託の場合 6,782千円（1人当たり）

※配置人数については、サポートプラン40件作成につき1人とする。ただし、人口10万人未満の自治体は1名、人口10万人以上かつ30万人未満の自治体は2名、人口30万人以上の自治体は3名を上限とする。

⑤担い手の確保等の地域資源の開拓（コーディネーター）

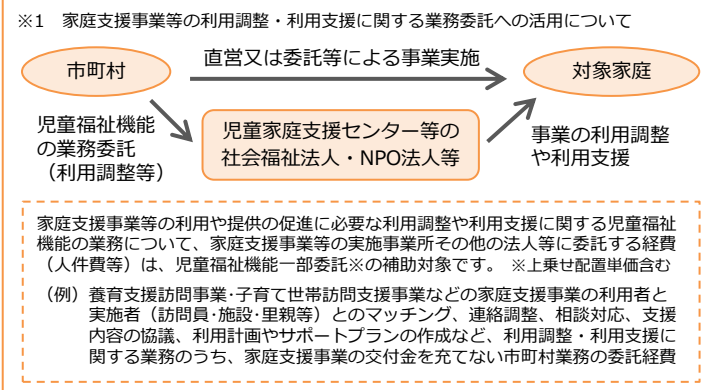
（直営の場合は会計年度任用職員及び臨時的任用職員に限り、委託により実施する場合は常勤職員も可とする）
直営の場合 3,223千円（1人当たり） 委託の場合 6,782千円（1人当たり）

※地域資源開拓に必要なコーディネーターの配置については、こども家庭センター1か所当たり1人とする。

⑥こども家庭センターの開設準備費

※ただし、補助の対象は、補助の申請を行う年度又は補助の申請を行う翌年度に設置されるこども家庭センターとし、こども家庭センター1か所につき、補助は1度に限るものとする。
1か所当たり 7,678千円

※令和8年度までは、こども家庭センターの要件を満たしていない場合も、②③それぞれの人員配置基準等を満たす場合は②③の国庫補助を行っていましたが、令和9年度以降は、こども家庭センターの要件を満たしていない場合、②も③も補助対象外となります。



〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和9年度概算要求額 233億円の内数（161億円の内数）

事業の目的

こども家庭センターの設置が全国的に進んでいるが、サポートプランを活用した相談支援、家庭支援事業等の整備、地域資源開拓の実施状況に自治体間格差が大きく、こども家庭センターの全国的な機能向上が必要である。こども家庭センターが地域の中核となり、関係機関・地域資源と協働して包括的支援体制を一元的に企画・管理し、妊産婦・子ども・子育て家庭への包括的・継続的な支援を推進するため、都道府県とともに、こども家庭センターによる相談支援を担う人材の育成、事業構築・地域資源開拓の取組検討、それらに携わる職員同士の情報交換、実践事例の収集・整理・研究や関連情報の集約・提供等を継続的に実施する。

事業の概要

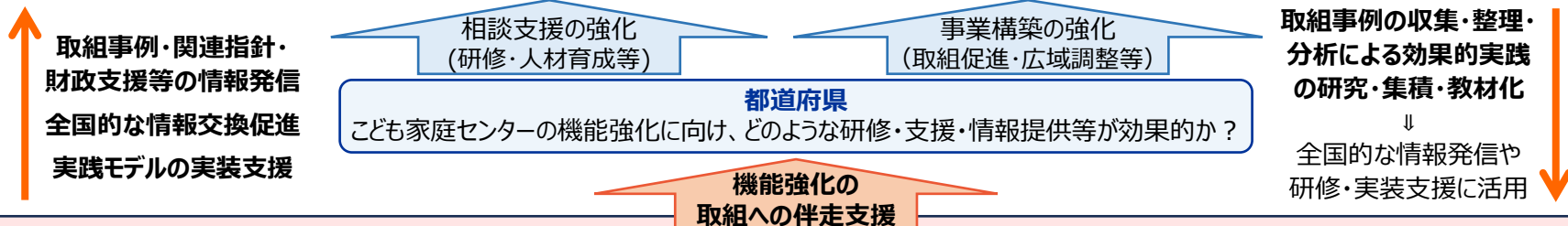
①～⑦を実施し、都道府県との協働による市町村（こども家庭センター）の機能強化を推進する。

相談支援の実践

- ・どのような組織体制や機能をもたせて設置すればいいのか？
- ・既存の人員配置や人材を活かして設置する方法はないか？
- ・小規模自治体の設置事例や広域共同設置の方法などが知りたい

事業構築・地域資源開拓

- ・合同ケース会議や一体的支援をどう進めればいいのか？
- ・サポートプランを家族と作って活用するには？他自治体の例は？
- ・家庭支援事業等をどのように構築して活用していけばいいか？



研修センター

① アドバイザーの確保

取組事例や実践業務に精通した助言者を確保

市町村支援を強化
した都道府県の職員

市町村実践の有識者

相談支援の実践
に取り組んでいる実践者
事業構築・地域資源開拓
を進めている実践者

機能強化の 取組への伴走支援

- ② ポータルサイトの運営・改修による取組事例・関連指針・財政支援等の情報発信
- ③ 同規模の都道府県同士・市区町村同士による全国オンライン情報交換会の開催
- ④ テーマ別の取組紹介と意見交換を含むオンライン座談会による実践理解の促進 拡充
- ⑤ 市町村の取組事例の収集・整理・分析による効果的実践の研究・集積と教材化
- ⑥ 相談実践や事業構築を促す都道府県の研修・取組の検討・実施等を伴走支援 拡充
- ⑦ 都道府県との協働による市町村グループコンサルティングによる取組検討の推進

実施主体

【実施主体】市町村

【補助率】10/10

＜市町村こども家庭支援推進事業費国庫補助金＞ 令和9年度概算要求額 55億円（45億円の内数）

事業の目的

こども家庭センターは市町村における包括的支援体制づくりの中核を担うこととされている。その役割を財政支援の観点からも明確化し、市町村の支援体制の構築に関わる補助金について、都道府県メニューとの混在解消、明確かつ柔軟な補助内容への再編等を行うことによって、市町村による効果的・効率的な補助金の活用を図り、こども家庭センターによる一元的な企画・管理の下での相談事業・支援事業の整備を推進する。

事業の概要

1. こども家庭センター相談体制・医療連携強化事業【再編】

- ・こども家庭センターに、こども家庭相談業務の専門的技術・知識を有する実践経験者や有識者等の外部スーパーバイザーを配置・派遣する費用を補助し、関係職員への助言・指導や専門的支援の実施を支援することで、相談支援の質的強化を図る。
- ・要保護児童対策地域協議会の調整担当者研修受講時の代替職員配置、調整担当者や関係機関職員に助言する非常勤職員配置を補助する。
- ・こども自身やこどもの所属機関等からの相談対応を担う職員の配置、公認心理師・精神保健福祉士等の外部専門職の配置・派遣を補助する。
- ・こども家庭センターへの医師の配置や、地域の協力医療機関からの専門的助言を得る費用を補助し、医療的機能の強化を図る。
- ・安全確認等対応職員や事務処理対応職員の配置を補助することで、児童虐待の通告等を受けた際のこどもの安全確認等の体制強化を図る。

2. こども家庭センター業務デジタル活用推進事業【拡充】【再編】

拡充

- ・こども家庭センターのICT化の推進に資する機器等の整備を補助する。
- ・こども家庭センターにおけるデジタル技術の活用を推進し、業務負担の軽減と業務効率化を図る。

拡充

- ・国が構築等を行っている要保護児童等情報共有システムと市町村の独自システム間のデータ連携を行う。

3. こども家庭ソーシャルワーカー取得・市町村配置促進事業【再編】

- ・「こども家庭ソーシャルワーカー」の取得促進に向けた研修受講費用や配置した場合の賃金引き上げを補助する。

4. 市町村におけるヤングケアラー支援体制強化事業【拡充】【再編】

拡充

- ・ヤングケアラー・コーディネーターの配置、ピアサポート、オンラインサロン、家事・通訳派遣支援等を実施し、ヤングケアラーの支援体制の構築を図る。

拡充

- ・18歳以上のヤングケアラーへの個別相談を含む業務を行うヤングケアラー・コーディネーターを配置する場合に加算を行う。
- ・ヤングケアラーのケア負担を軽減し、自分の時間を確保するため、家事や外国語対応等が必要な家庭に対し、家事派遣や通訳派遣等を実施を行う。

拡充

- ・多様な専門職等による支援が提供されるよう、専門家による相談支援を行う。

5. 子育て安心アウトリーチ強化事業【拡充】【再編】

こども家庭センターを中核に地域資源（宅食団体その他の民間団体・事業者等）と連携し、多様なアウトリーチ手法によるこどもや家庭の状況把握を行うことにより、支援が必要なこどもや家庭の早期把握や継続的支援を推進する。

6. その他市町村相談支援体制に資する取組【新規】

実施主体

【実施主体】市区町村

【補助率】 1、2、6：国1/2・市区町村1/2

3～5：国2/3・市区町村1/3 又は 国1/2・市区町村1/2 ※補助率2/3の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体のみ。

※3については、経過措置として、令和11年度末までは全ての自治体の補助率を2/3とする。

各種相談支援の「こども家庭センター」への一元化に向けた予算の再編について

- 「こども家庭センター」は、市町村において、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うこととされており、こうした役割を予算の観点からも推進すべく、令和9年度予算概算要求において、以下のとおり再編することを検討し、こども家庭センターによる一元的な企画・管理の下での相談事業・支援事業の整備を目指す。
- 具体的には、「児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金」（以下の①～⑩）のうち、
 - ・ 実施主体が市町村（こども家庭センター）であるものについては、新たに「市町村こども家庭支援推進事業費国庫補助金」を創設し、再編
 - ・ 各事業の目的に沿って、相談体制や医療連携の強化のための3事業、システムやデジタルの活用による業務効率化のための3事業、状況把握・アウトリーチ支援のための2事業を統合し、目的達成のための補助内容を明確化・柔軟化
 - ・ 地域の実情に応じた柔軟な事業実施が可能となるよう、新たに、市町村独自の相談支援体制の構築・強化に資する取組への補助メニュー（その他市町村相談支援体制に資する取組）を新設
- 都道府県メニューとの混在解消、明確かつ柔軟な補助内容への再編により、自治体での効果的・効率的な活用が期待される。

<令和8年度予算>

児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金	
児童虐待防止対策支援事業	
①医療的機能強化事業	→
②市町村相談体制整備事業	
③児童相談システム情報連携基盤構築事業	
④こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業	→
⑤児童の安全確認等のための体制強化事業	
⑥児童相談所等業務効率化促進事業	→
⑦児童相談所等におけるICT化推進事業	
⑧ヤングケアラー支援体制強化事業	→
⑨未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業	
⑩支援対象児童等見守り強化事業	

<令和9年度予算概算要求>

【再編】市町村こども家庭支援推進事業費国庫補助金	
【統合】①こども家庭センター相談体制・医療連携強化事業	→
【統合】②こども家庭センター業務デジタル活用推進事業	
③こども家庭ソーシャルワーカー取得・市町村配置促進事業	→
④市町村におけるヤングケアラー支援体制強化事業	
【統合】⑤子育て安心アウトリーチ強化事業	→
【拡充】⑥その他市町村相談支援体制に資する取組	

＜市町村こども家庭支援推進事業費国庫補助金＞ 令和9年度概算要求額 55億円の内数（45億円の内数）

事業の目的

- こども家庭センターが、妊産婦・こども・子育て家庭の相談支援や多機関連携等の適切なソーシャルワークを実施するとともに、こども自身や関係機関がこども家庭センターにアクセス・相談しやすい環境を整備できるよう、こども家庭センターの相談体制強化やスーパーバイズの活用、関係機関との連携強化を推進する。
- 妊産婦・子育て家庭・こどもの多様なニーズに応じた包括的な支援の提供や、虐待通告事例や医学的判断・治療が必要な事例への迅速かつ適切な対応を可能とするため、専門人材の活用や医療機関との連携等を通じて、市町村の安全確認体制や医療的機能を強化する。

事業の概要

① スーパーバイザー配置・派遣

市町村が適切な相談支援を実施できるよう、こども家庭相談業務の専門的技術・知識を有する実践経験者や有識者等の外部スーパーバイザーの配置又は派遣により、こども家庭センターの職員に対する専門的な助言・指導等を行う。

② 要保護児童対策地域協議会機能強化

- ア 調整機関に配置される調整担当者が、調整担当者研修を受講する間に、調整機関の業務を行う代替職員を配置する。
- イ 調整機関職員や関係機関職員に支援内容のアドバイス等を行う非常勤の虐待対応強化支援員又は心理担当職員を配置する。

③ 相談支援体制強化

- ア こども自身やこどもの所属機関等の職員からの相談対応を担当することも担当職員を配置する。
- イ 公認心理師・精神保健福祉士等の外部専門職を派遣・配置する。

④ ヤングケアラー支援

学校等が把握し市町村のこども家庭センター等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を整備する。

⑤ 医療的機能強化

- 次のいずれか又は両方を実施する。
 - ・ 医師（非常勤に限る。）を配置する。
 - ・ 地域の医療機関を協力医療機関に指定（医学的な知見を有する者及び当該者の所属する医療機関以外の機関を含む。）し、契約の締結や申し合わせを交わす等により、専門的助言を得られる体制を構築する。

⑥ 児童の安全確認体制強化

- 次のいずれかの非常勤の安全確認等対応職員を配置する。
 - ・ 安全確認等対応職員：児童虐待の通告のあったこどもの目視による安全確認や、継続的な支援を行っているこどもの定期的な状況確認を行う。
 - ・ 事務処理対応職員：市町村において、児童記録の整理や相談の受付等の業務を行う。

実施主体

【実施主体】市区町村 【補助率】 国：1/2、市区町村：1/2

【補助基準額案】1 市区町村当たり

①中核市等 2,657千円 その他市区町村 1,328千円 ②ア 110千円 イ 2,657千円
③ア 3,211千円／人（上限2名） イ 2,982千円 ④2,260千円 ⑤7,819千円 ⑥18,912千円

＜市町村子ども家庭支援推進事業費国庫補助金＞ 令和9年度概算要求額 55億円の内数（45億円の内数）

事業の目的

- 子ども家庭センターにおけるICT化やデジタル技術の活用を推進することで、業務の負担を軽減し、労働環境の改善や相談業務等の質の向上につなげるとともに、家庭訪問やケース検討の充実にもつなげ、全体として子ども家庭センターの業務の改善を図る。
- 子ども家庭センターを中核として子育て世帯に対する包括的な支援体制を整備するために、ケース記録の共有等を通じ、母子保健と児童福祉それぞれの業務の効率化や、両部門の業務連携の国が構築等を行っている要保護児童等情報共有システムと市町村が導入している独自システム間の連携を行い、効果的かつ効率的なシステム運用を行う効率化を図る。
- ととともに、現場職員の業務負担軽減に資する情報連携の仕組みを全国的に構築する。

事業の概要

①子ども家庭センターにおいて、以下のようなICT化を推進するための費用について補助する。

- ・オンライン会議による関係機関との連携・調整等を行う際のテレビ会議の活用
- ・安全確認等を行う外出先での通信機能を備えたタブレット端末等のICT機器の導入等による環境整備
- ・電話による相談が困難なケースへの対応や、24時間365日対応を含めたSNS等を活用した相談窓口の開設
- ・タブレット端末によるこどもの情報共有化やペーパーレス化 等

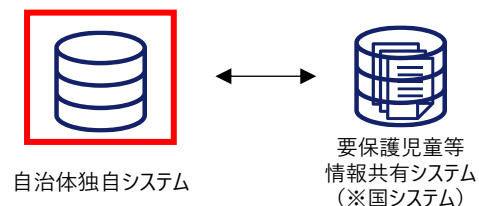


②子ども家庭センターにおいて、以下のようなデジタル技術の導入を進めるための費用について補助する。

- ・母子保健・児童福祉それぞれの部門の効率的な情報の管理・閲覧
- ・母子保健・児童福祉両部門間の情報共有や業務連携
- ・児童相談記録システム(音声・文字認識等含む)の導入
- ・各種住民情報等との連携機能の開発 等



③国が構築等を行っている要保護児童等情報共有システムと市町村の独自システム間のデータ連携等を行うため、独自システムの改修経費を補助する。



実施主体

【実施主体】 市区町村

【補助率】 国：1/2、市区町村：1/2

【補助基準額案】 ① 1か所当たり 1,000千円

② 1市区町村当たり 30,000千円

③ 1市区町村当たり 5,452千円

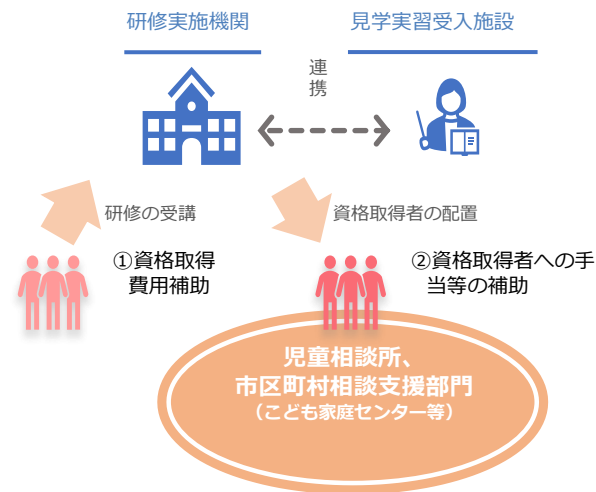
＜市町村子ども家庭支援推進事業費国庫補助金＞ 令和9年度概算要求額 55億円の内数（45億円の内数）

事業の目的

- 令和4年改正児童福祉法により、児童相談所や市区町村（こども家庭センター）等における相談支援等の質の向上を図る観点から、令和6年度より、新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設され、児童福祉司や統括支援員の任用要件の1つとして位置づけられた。
- こども家庭福祉分野における人材の専門性向上に関しては、こどもの安全確保や権利擁護等を背景として、令和4年改正児童福祉法附帯決議や骨太方針2023等、従前からその必要性が指摘されているところである。
- 本資格は、既に児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等の現場で働いている者が、100.5～265.5時間の研修の受講等を経て取得するもの。これらの研修等に参加しやすいよう、取得促進のための支援を推進する。

事業の概要

- ① 研修受講費等の資格取得費用に対する補助
こども家庭センター等で勤務する職員が資格取得のための研修に参加する場合に、旅費、研修受講料、研修受講者の勤務先において代替職員を確保するための雇上費を補助する。
- ② 資格取得者の配置に対する手当等の補助
こども家庭センター等の市区町村相談支援部門に資格を有する職員を配置し、専門的な対応を担う場合に、当該職員に係る手当等の補助を行う。
また、所属機関内におけるこども家庭ソーシャルワーカーとしての専門性の発揮にとどまらず、地域の多職種、多機関連携のコーディネートや広域的な対応等、地域の支援力向上に資する職務・業務を担う場合に、当該職員に係る手当等の補助を増額する。



実施主体等

【実施主体】
市区町村

【補助率】
国2/3・市区町村1/3 又は 国1/2・市区町村1/2

※補助率2/3の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体のみ。
ただし、経過措置として、令和11年度末までは全ての自治体の補助率を2/3とする。

【補助基準額案】

- ① 研修受講に係る旅費 1人あたり94,000円
研修受講費（受講ルートにより異なる）
1号 187,000円 2号 236,000円
3号 258,000円 4号 346,000円
代替職員を確保するための雇上費 1日あたり8,620円
- ② 業務内容に応じて1人当たり月額2万円又は5万円

＜市町村こども家庭支援推進事業費国庫補助金＞ 令和9年度概算要求額 55億円の内数（45億円の内数）

事業の目的

○ 地方自治体において、支援を必要とするヤングケアラーの早期把握、関係機関の連携及び支援の提供に必要な体制の整備を図ることを目的とする。

事業の概要

1 ヤングケアラー実態調査・研修推進事業

- ① 実態調査・把握
 - ・ヤングケアラーを把握し支援につなげるため、学校等の関係機関を通じて、任意の記名式等個人が把握できる方法等により調査を実施
 - ・自治体専用のWebフォーム作成等の構築など調査方法の効率化を図る
- ② 関係機関職員研修
 - ・ヤングケアラー支援に関する理解を深めるため、ヤングケアラーに関係する職員や機関・団体等向けの研修を開催

2 ヤングケアラー支援体制構築事業

- ① ヤングケアラー・コーディネーターの配置（18歳以上のヤングケアラーへの個別相談加算、訪問支援員の配置加算）
 - ・ヤングケアラーを関係機関や民間支援団体等と連携して支援し、多機関と協力して支援の枠組みを構築する専門職として配置
 - ・18歳以上のヤングケアラーへの個別相談を含む業務を行うヤングケアラー・コーディネーターを配置
 - ・実態調査の回答結果に基づき、こども・若者や家族等との面談やアセスメント、支援等を行う訪問支援員を配置
 - ※ 訪問支援員の配置加算は、すでにヤングケアラー・コーディネーター（YCC）の予算を活用した自治体に限る。
- ② ピアサポート等相談支援体制の推進（イベント実施（レスパイト、自己発見等）加算）
 - ・ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援を実施
 - ・進路やキャリア相談支援体制の構築、およびレスパイトや自己発見に寄与する当事者向けイベントを開催
- ③ オンラインサロンの設置・運営、支援
 - ・ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援等を実施
- ④ 家事等通訳派遣（家事等派遣支援、外国語対応通訳支援派遣）
 - ・ヤングケアラーのケア負担を軽減し、自分の時間を確保するため、家事や外国語対応等が必要な家庭に対し、家事派遣や通訳派遣等を実施
- ⑤ 専門職における相談支援
 - ・多様な専門職等による支援が提供されるよう、専門家による相談支援を実施

実施主体等

【実施主体】 市区町村
【補助率】 国2/3、市区町村1/3又は国1/2、市区町村1/2
※補助率2/3の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体のみ。
財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある

	1 指定都市あたり	1 中核市・特別区あたり	1 市町村あたり
①実態調査・把握	6,423千円	3,338千円	1,794千円
・実態調査効率化加算	2,260千円	2,045千円	1,938千円
②関係機関職員研修	4,127千円	2,741千円	1,883千円

2. ヤングケアラー支援体制構築事業

	1 指定都市あたり	1 中核市・特別区あたり	1 市町村あたり
①ヤングケアラー・コーディネーターの配置	19,040千円	12,229千円	6,873千円
・18歳以上のヤングケアラーへの個別相談加算	8,331千円	8,331千円	8,331千円
・訪問支援員配置加算	4,474千円	4,474千円	4,630千円
②ピアサポート等相談支援体制の推進	7,896千円	5,611千円	2,894千円
・イベント実施（レスパイト、自己発見等）加算	2,397千円	2,307千円	1,792千円
③オンラインサロンの設置・運営、支援	4,426千円	2,942千円	1,885千円
④家事通訳等支援			
・家事等派遣支援	8,560千円	7,337千円	6,114千円
・外国語対応通訳派遣支援	7,920千円	5,280千円	2,640千円
⑤専門職による相談支援等	8,392千円	8,392千円	8,392千円

市町村におけるヤングケアラー支援体制強化事業概要

①把握（コンタクトポイント）

学校、関係機関、地域等で
ヤングケアラーを把握

実態調査・把握

実態調査
効率化加算

- ・市区町村：学校等で調査・把握
- ・都道府県：高校生世代や18歳以上の調査・把握



関係機関職員研修

関係機関職員や市民等にヤングケアラーに関する研修を実施し、ヤングケアラーの理解を促進。早期把握につなげる。



早期把握・理解促進

情報連携

ヤングケアラー



自立・社会参画

②情報集約・支援（ヤングケアラー支援体制構築）

ヤングケアラーやその家族の課題について情報を集約し、
関係機関等と連携した支援体制を構築

ヤングケアラー担当課



ヤングケアラー担当者
・情報の集約
・関係機関との連携窓口

ヤングケアラー・コーディネーター

- ・関係機関等との連携、調整
- ・相談支援・助言等
- ・研修の実施等

訪問支援員配置加算
18歳以上の個別相談加算



関係機関

関係課

地域等

児童福祉	若者支援	生活福祉	障害福祉	高齢者福祉	教育委員会	福祉関係事業者	医療関係事業者	民生・児童委員	食糧等（NPO等）	大学・専門学校	民間企業等
------	------	------	------	-------	-------	---------	---------	---------	-----------	---------	-------

ヤングケアラー本人やケアの相手の関係機関等と連携し、
家庭まるとして支援する体制の構築

家庭まるとして支援

④見守る（ヤングケアラーへの見守り）

ヤングケアラーやその家族が悩みを相談できる窓口や、
ピアサポート等を通じて支援や継続的な見守りを実施

オンラインサロンの設 置・運営、支援

SNS等のICT機器を使用
したサロン等の実施



ピアサポート等相談支援体制の推進

支援者団体等が当事者の
悩みや進路やキャリア相談等を実施



レスパイト・
イベント加算

③支える（ヤングケアラーの負担軽減）

ヤングケアラーのケア負担や心理的な負担等を軽減するために
直接的な支援を実施

拡充

家事等通訳派遣

ヤングケアラーが担
う家事や通訳を行う
事業者等を派遣



拡充

専門家による相談支援

医療、司法等の専
門職に相談する機
会を設け、心理的
負担を軽減



支援策の推進

意見聴取を推進し、分野横断的にヤングケアラーとその家族への切れ目のない支援を実施

➡ ヤングケアラーが自らの希望に沿って将来の生き方を選択し、自立・社会参画できることを目指す

＜市町村こども家庭支援推進事業費国庫補助金＞ 令和9年度概算要求額 55億円の内数（45億円の内数）

事業の目的

子育て家庭の孤立を防ぎ、支援が必要な子どもや家庭を早期に把握して継続的に支援できるよう、こども家庭センターを中核として地域の民間団体・事業者等と連携した多様な手法によりアウトリーチを実施し、その状況を継続的に把握するとともに、必要な相談や支援につなげることができる体制を強化する。

事業の概要

①状況把握等のための経費

多様な手法により、子どもや家庭の状況把握を行うための経費（訪問費、事務職員雇上費、事務運営費等）を補助

①に加え、以下の場合に補助単価を加算する。

②**食事提供加算**：状況把握のための訪問等に際し、食事を提供する場合に必要な経費を補助

③**消耗品提供加算**：状況把握のための訪問等に際して、おむつ・ミルク等の消耗品を提供する場合に必要な経費を補助

④**育児用品等提供加算**：虐待防止の観点から、衣服・哺乳瓶等の用品提供が不可欠な場合に必要な経費を補助

⑤**申請手続等支援加算**：支援やサービスの利用申請その他の利用支援等を行う場合に必要な経費を補助

※事業にあたっては、民間団体に委託することも可能



实施主体

【实施主体】 市区町村

【補助率】 国2/3・市区町村1/3 又は 国1/2・市区町村1/2

※補助率2/3の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体のみ。

財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある。

【補助基準額案】（1市区町村あたり）

実施主体（１市区町村あたり）が実施する訪問の回数（市区町村が複数の事業者に委託等して実施する場合は複数事業者の合計訪問回数）の規模に応じて分類される下記区分Ⅰ～Ⅴのいずれかの基準額を、当該実施主体（１市区町村あたり）に対する補助の基準額とする。

※②③④⑤は、必須の実施内容①「状況把握等のための経費」に加えて、②③④⑤それぞれを該当する場合にそれぞれ加算する。

※区分Ⅰ～Ⅴは実施主体（1市区町村あたり）の合計訪問回数によって固定され、同じ市区町村に対して異なる区分が適用されることはない。

実施訪問回数	区分	①状況把握等のための経費	②食事提供加算	③消耗品提供加算	④育児用品等提供加算	⑤申請手続等加算
200回以下	I	2,314千円	750千円	450千円	330千円	1,512千円
201回～750回	II	5,814千円	1,500千円	900千円	660千円	1,512千円
751回～2,000回	III	12,570千円	2,250千円	1,500千円	990千円	3,024千円
2,001回～3,000回	IV	23,070千円	3,000千円	2,250千円	1,650千円	3,024千円
3,001回以上	V	45,577千円	4,500千円	3,000千円	2,970千円	4,536千円

事業の目的

令和4年改正児童福祉法の施行により「こども家庭センター」の設置が進んでいる（設置率85.9%）が、地域全体での包括的・継続的な支援を実現するためには、各種の相談事業・支援事業を担う**地域資源の開拓や相談支援事業の最適な配置・整備**、家族全体のニーズの種類や変化に応じた**地域の相談機関や関係機関との円滑な分担・協働の仕組み**、住民が**相談につながり支援を利用しやすい方策**など、**保護者とともに地域全体で子どもを健やかに育成する体制の構築を、こども家庭センターが中核となって進める**必要がある。妊産婦・子ども・子育て家庭への包括的・継続的な支援の充実に向け、**人口規模等の地域の実情に応じた「こども包括支援」基盤の強化に向けた取組**を推進する。

事業の概要

ニーズに応じて様々な資源・機関の協働や相談・支援を調整する**包括的支援**と、ニーズの変化に応じた相談対応と支援調整を続ける**継続的支援**により、保護者とともに地域全体で子どもを健やかに育成する「**こども包括支援**」基盤の強化に向けて、以下を実施

【民間事業者の実施内容】

- I 現状把握・課題整理や有識者の助言提供等による「こども包括支援」基盤の強化に向けた検討支援
- II 市町村が実施する取組に必要な経費の補助
- III 市町村の取組を踏まえた「こども包括支援」基盤の強化に必要な取組の整理

【市町村(重点強化自治体)の実施内容】

(必須実施) 以下1～3の全てを実施

- 1 こども家庭センターを中核とする地域全体での包括的支援体制の検討・構築
- 2 地域の子育て支援体制強化(加配/巡回/派遣)による地域の相談支援機能の充実
- 3 こども家庭センターや地域子育て相談機関による関係機関・地域資源の包括的・継続的な支援調整の仕組みやケースマネジメントの実装

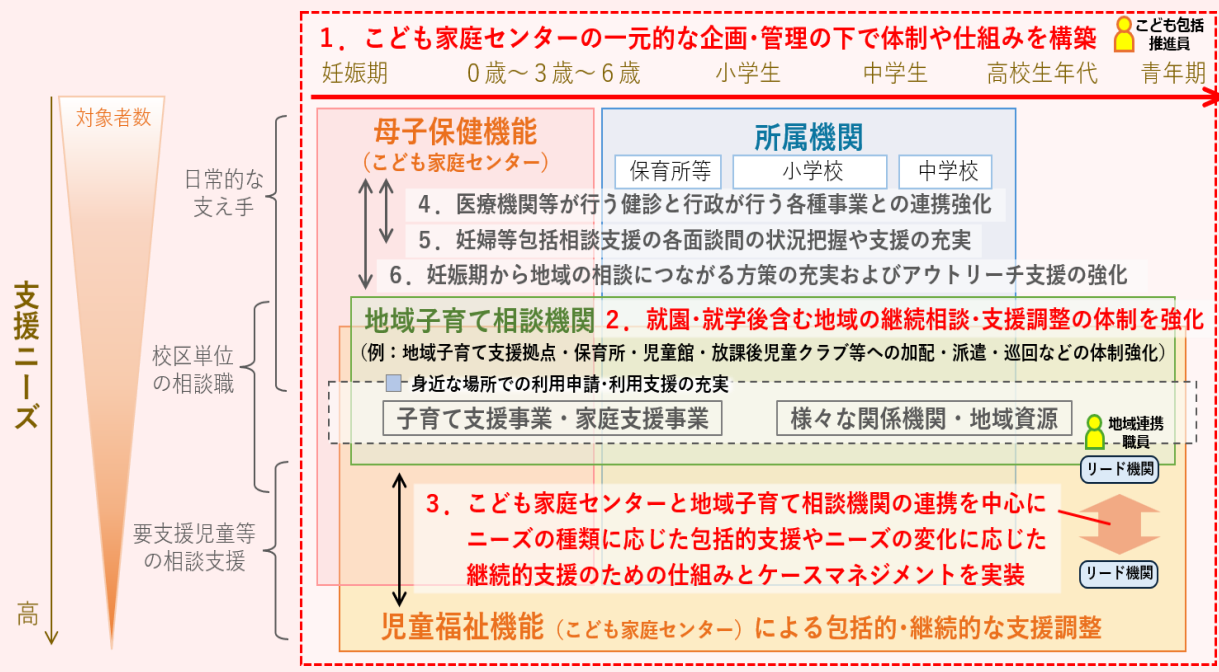
(任意実施) 以下4～6の一部又は全部を実施

4. 「医療機関等」が行う妊婦健診等と、こども家庭センターが行う伴走型相談支援など各種相談支援事業が一体となった連携・支援
5. 妊婦等包括相談支援の寄り添い支援の充実
6. 地域の相談機関の利用促進および未利用者へのアプローチ強化

(協力事項)

妊娠前から2歳頃までの相談事業の在り方の検討

＜包括的支援体制の強化ポイント＞



＜事業スキーム＞



実施主体

【実施主体】民間事業者（ただし、市町村（重点強化自治体）実施内容1～6に必要な経費は、民間事業者が市町村に対して補助）

【補助率】10/10

※民間事業者が実施主体となり、別途公募により採択された市町村の取組に対する支援・補助・総合検証を実施

【補助基準額案】 I・Ⅲ：94,602千円 II：市町村の実施内容1～6に必要な経費の実額（※市町村への補助基準額案は後述）

事業の概要

〈重点強化自治体を実施すること〉

下記の1～3を必ず実施の上、4～6の一部又は全部を、こども家庭センターによる一元的な企画・管理の下で実施する。

【必須項目】

1. こども家庭センターを中核とする地域全体での包括的支援体制の検討・構築

こども包括推進員を配置し、妊産婦・こども・子育て家庭（以下、家庭）のニーズを整理し、関係部署での検討や関係機関・地域資源との協議を進め、様々なニーズに対応する連携・協働の仕組み、相談事業の最適配置や支援事業の種類・量の整備など包括的支援体制の検討・構築を推進する。

2. 地域の子育て支援体制強化（加配／巡回／派遣）による地域の相談支援機能の充実

地域子育て相談機関や地域で子育て支援を実施する事業者等が、より多くの家庭からの相談に応じ、また、利用支援や支援調整が必要な家庭のリード機関としての役割を果たすことができるよう、地域で相談支援を担う職員の加配、こども家庭センターからの巡回、市町村が委託する機関（例：児童家庭支援センター）からの派遣等の方法により、各地域の相談支援体制を強化する。

3. こども家庭センターや地域子育て相談機関による包括的・継続的な支援調整の仕組みの実装

こども家庭センターと地域子育て相談機関が、包括的支援調整の役割（リード機関）を各家庭のニーズの変化に応じて継続的に実施する仕組みや、様々なニーズを関係機関や地域資源が的確に捉えて他機関との連携やリード機関への相談を行うための共通のツールや仕組みを整備する。

サポートプランを活用した各家庭との協働関係に基づく家庭全体のニーズ把握・アセスメント、当事者主体のプランニングや地域資源との協働などによる包括的・継続的なケースマネジメントを充実させるため、こども家庭相談の実践モデルに沿った相談支援を実践し、点検・改善などに取り組む。必要に応じ、こども家庭センター機能強化のための国による伴走支援（アドバイザー等）からのサポートを受ける。

【任意項目】

4. 「医療機関等」が行う妊婦健診等と、こども家庭センターが行う伴走型相談支援など各種相談支援事業が一体となった連携・支援

5. 妊婦等包括相談支援の寄り添い支援の充実に関する取組

6. 地域の相談機関（地域子育て支援拠点事業等）の利用促進および未利用者へのアプローチ強化に関する取組

（1）妊娠中からの地域の相談機関の利用促進

（2）地域の相談機関の未利用者へのアプローチの強化

<こども包括支援基盤強化事業補助金> 令和9年度概算要求額 5億円

事業の概要

〈重点強化自治体に協力いただくこと〉

「こども包括支援」基盤の強化に向けた検討

人口規模等の地域の実情に応じた包括的支援体制の構築に向けた取組の検討に協力する。

利用者の視点に立った妊娠期から2歳までの切れ目のない支援の構築に向けた相談事業の在り方の検討

既存事業間の情報共有・連携、地域の相談機関への着実な繋ぎなどのスキームの確立による利用者視点での使いやすい相談事業の在り方（制度的対応を含む）の検討に協力する。（補助事業者（民間団体）開催の検討会に出席・議論に参画）。

補助単価

【市町村の実施内容に対する補助基準額案】 ※補助率10/10（民間事業者から補助） 実施する取組の数に応じて、いずれかの補助基準額を適用

自治体規模 ※1	1及び3 (必須実施)	2 (必須実施)	4～6のうち1つ を実施する場合	4～6のうち2つ を実施する場合	4～6のうち3つ を実施する場合
I	7,452千円 ※2	5,472千円	3,260千円	4,260千円	5,260千円
II	7,452千円 ※2	10,944千円	6,020千円	7,520千円	9,020千円
III	7,452千円 ※2	16,416千円	8,780千円	10,780千円	12,780千円
IV	7,452千円 ※2	21,888千円	11,540千円	14,040千円	16,540千円

※1 自治体規模 I～IVは、人口規模に応じた区分を実施要綱等に定める ※2 こども家庭ソーシャルワーカーを配置する場合は8,052千円

事業の目的

<妊娠の悩み相談広報強化事業補助金>令和9年度概算要求額 0.8億円

- 虐待死亡事例のうち49%が0歳児（約20年で537人）であり、うち0日201人（37.4%）や0か月45人（8.4%）に約5割が集中している。多くは思いがけない妊娠等により、どうしてよいか分からず、追い詰められて起こっていると考えられる。思いがけない妊娠等に気づいた女性が、その葛藤等を相談しながら様々な選択肢や必要な支援につながるための適切な相談窓口の周知を強化するとともに、緊急度の高い相談については、24時間いつでも受け止める窓口を確保することにより、女性やこどもの権利が尊重される環境づくりを推進する。
- 思いがけない妊娠の相談窓口サイトや各地の相談窓口への相談件数の増加をめざす。

事業の概要

①相談窓口サイトの運用保守

- 相談窓口サイトに掲載している団体等の情報の更新・修正
- サイト利用者や自治体等からの意見を踏まえたサイトの改修

②相談窓口サイトの広報周知

- 相談窓口サイトの情報を、思いがけない妊娠をした女性や社会的に幅広く周知（SEO対策、SNS・インターネット広告、周知カードの配布等）
- 思いがけない妊娠をした女性の立ち寄り先（妊娠検査薬等を販売する薬局等）を通じた相談窓口周知 など

③広報の効果検証と戦略策定

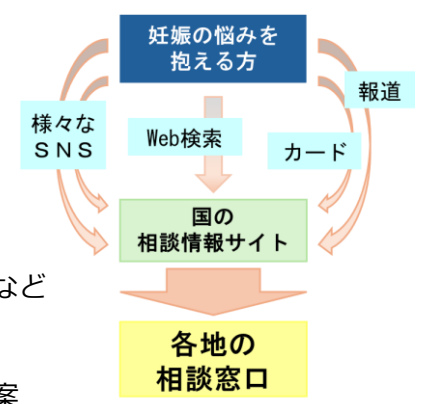
- サイトや各地の相談窓口につながった相談者の経路等を分析し、効果的な広報戦略を検討、改善策を提案
- サイトの広報周知や相談体制の強化による全国的な相談件数増加への影響等を検証し、関連施策の改善策を提案

④好事例の収集と周知

- 各自治体で広報周知や相談体制を強化した取組事例や、相談窓口とこども家庭センター等の連携が充実している事例を収集・整理
- 各自治体の施策担当者、現場職員、窓口団体などに対し、上記取組事例や活用可能な補助金等を情報提供するセミナー等を開催

⑤24時間相談対応窓口の確保

- 民間団体等を活用した24時間対応の相談窓口を確保し、緊急度の高い相談に対応



実施主体等

【実施主体】民間事業者 【補助率】国：10/10

〈親子支援による虐待予防実証モデル事業補助金〉令和9年度概算要求額 0.9億円

事業の目的

児童虐待相談対応件数が増加する中、虐待の未然防止は喫緊の課題であるが、国内外で研究されている予防的な介入プログラムは自治体や民間団体が活用できる状態で体系的な整理がされておらず、実証を通じたエビデンスの確認・蓄積のサイクルが整備されていない現状にある。支援が必要な妊産婦や子育て家庭に対する育児・家事援助やレスパイト等の間接的な支援にとどまらず、親がこどもに関わっている場面で**直接的に親子関係構築等を支援する個別アプローチ（親子まるごと支援）**について市町村における効果的な導入方法や実施内容、介入効果に関するエビデンスの確認・蓄積を3年程度の期間で集中的に実施し、新たな施策を検討することを目的に、市町村での実証事業を実施する。

事業の概要

○実証モデル実施・検証

・補助を受けた自治体（6自治体程度）が、既存のエビデンスを参照したうえで、児童虐待予防や、支援が必要な家庭の早期発見・早期対応に資する個別介入プログラムを、民間事業者への委託等により各家庭に対して実施

・民間団体が実施した内容と結果について、実施自治体が委託等により協力を依頼した研究機関等において調査・分析

・国も関与し、複数の実施自治体による総合的な検証を実施

＜実施体制イメージ＞

実施自治体

民間団体

国

研究機関等

・各家庭への支援

・複数自治体による総合的な検証に関与

・民間団体に実施を委託等

・研究機関に検証を委託等

・介入フィールド提供

・介入用／効果検証用データ提供

・介入／評価デザイン

・各自治体での効果検証

※複数自治体のコンソーシアムで申請する場合、代表する自治体が応募

効果的な導入方法や実施内容、介入効果に関するエビデンスを確認・蓄積し、国における既存事業の見直しや新規事業の創設等の検討に活用する。

各市町村が各地の優先課題や目的に応じた介入プログラムを探索・検討するための情報として整理して公開することにより、こども家庭センターが相談支援に活用する支援事業の整備を後押しし、市町村の機能強化につなげる。

実施主体等

【実施主体】市町村（指定都市・中核市・特別区を含む。） 【補助率】国：10/10

国

10割補助

自治体

委託等

民間団体・研究機関等

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和9年度概算要求額 2,389億円の内数（2,163億円の内数）

事業の目的

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする。（児童福祉法第6条の3第4項に規定される事業）

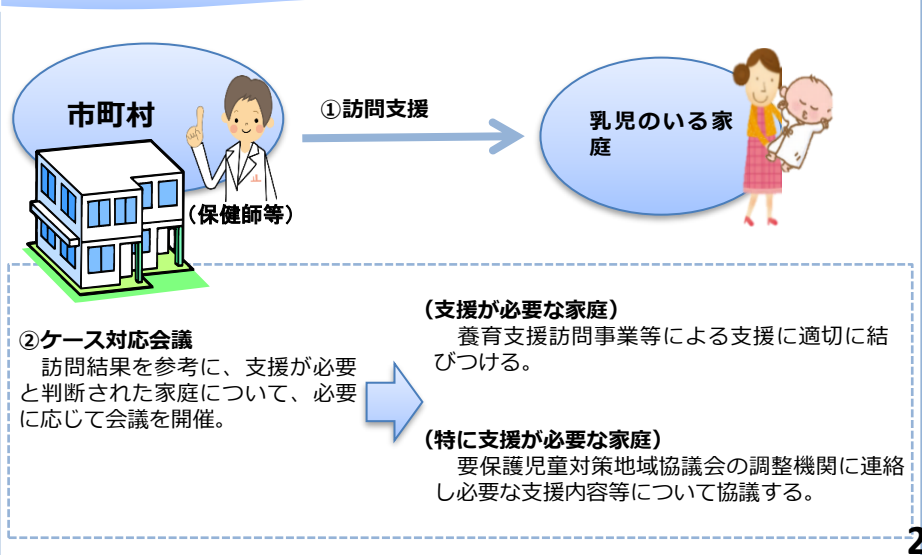
事業の概要

- （1）生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。
 - ① 育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。
 - ② 親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。
- （2）訪問スタッフには、保健師、助産師、看護師の他、保育士、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。
- （3）訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

実施主体等

- 【実施主体】
市町村（特別区含む）
- 【補助率】国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）
- 【令和9年度補助基準額案】
 - （1）ケース対応会議の開催、養育支援訪問事業における専門的相談支援を実施している市町村
8,400円（1訪問あたり）
 - （2）（1）以外の市町村
7,000円（1訪問あたり）

イメージ図



＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和9年度概算要求額 2,389億円の内数 (2,163億円の内数)

事業の目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。

(児童福祉法第6条の3第5項に規定される事業)

事業の概要

養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、以下に掲げるような養育に関する専門的相談支援を行う。

- (1) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。
- (2) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。
- (3) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の改善や子の発達保障等のための相談・支援。
- (4) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。

⇒これまでの育児・家事援助については、令和6年度から家庭支援事業の子育て世帯訪問支援事業へ移行となり、本事業は保健師等による専門的相談支援に特化することとなった。専門的な相談対応のニーズのある家庭については、子育て世帯訪問支援事業と養育支援訪問事業を組み合わせる利用し、両事業の訪問支援者が同時に訪問すること等により適切な支援が提供できるようにする。

実施主体等

【実施主体】

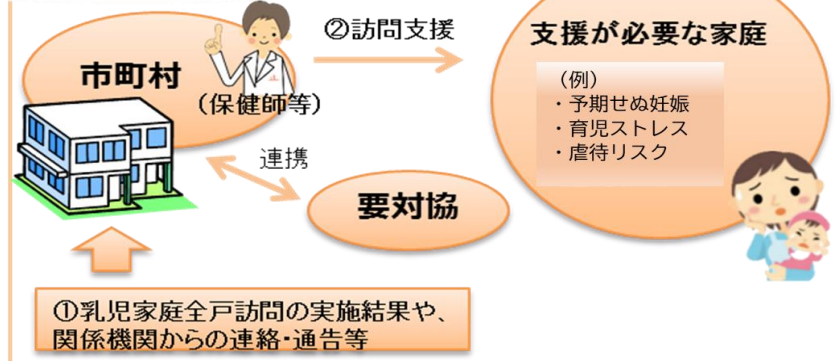
市町村（特別区含む）

【補助率】 国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

【令和9年度補助基準額案】

- (1) 専門的相談支援の実施 8,400円（1訪問あたり）
- (2) 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施 10,400円（1訪問あたり）

イメージ図



<子ども・子育て支援交付金> 令和9年度概算要求額 2,389億円の内数 (2,163億円の内数)

事業の目的

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関の職員やネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及びネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、訪問事業との連携により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。
(子ども・子育て支援法第59条第8項に規定される事業)

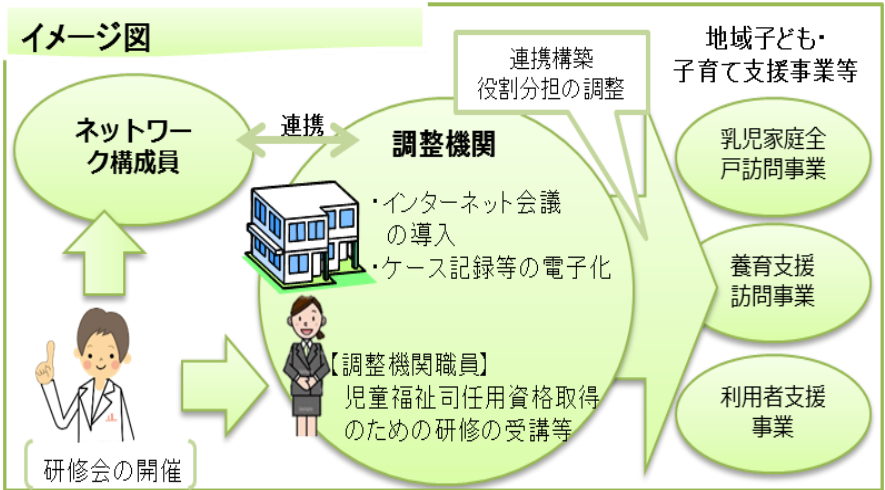
事業の概要

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、下記の取組に対して支援を行う。

- (1) 調整機関の職員やネットワーク構成員の専門性強化等
 - ① 児童福祉司任用資格取得のための研修受講など
 - ② ネットワーク構成員のレベルアップを図るための研修会の開催など
 - ③ ・ネットワークと乳児家庭全戸訪問事業等の訪問事業との連携構築
・ネットワークの調整機関による情報収集や、利用者支援事業等との相互の役割分担の調整等
 - ④ ネットワークの活動等の周知
- (2) ネットワーク関係機関の連携強化
インターネット会議システムの導入や関係機関の協働によるケース管理などにより、ネットワーク関係機関の迅速な情報共有を図る。

実施主体等

【実施主体】	
市町村（特別区を含む）	
【補助率】 国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）	
【令和9年度補助基準額案】	
(1) 調整機関の職員やネットワーク構成員の専門性強化等	
① 児童福祉司任用資格取得のための研修受講など	81,000円（受講1人あたり）
② 地域のネットワーク構成員の専門性向上を図る取組	681,000円（1市町村あたり）
③ (ア) ネットワークと乳児家庭全戸訪問事業等の訪問事業との連携構築	
(イ) ネットワークの調整機関による情報収集や、利用支援事業との相互の役割分担の調整等	
(アのみ実施)	749,000円（1市町村あたり）
(ア及びイを実施)	2,655,000円（1市町村あたり）
④ ネットワークの活動等の周知	658,000円（1市町村あたり）
(2) ネットワーク関係機関の連携強化	3,441,000円（1市町村あたり）



2. 重篤化した事案に対応する児童相談所（都道府県等）の体制強化

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和9年度概算要求額 233億円の内数（161億円の内数）

事業の目的

- 児童虐待相談対応件数が依然として多い水準にある中で、こどもを取り巻く問題について高い専門性を持つ児童相談所（都道府県等）が、リスクの高い家庭等に対して適切に支援を行っていくことで、虐待による死亡事案を防ぎ、多くのこどもの命を守ることが期待されている。
- 児童相談所相談部門の体制整備に係る事業、児童相談所一時保護部門の機能強化に係る事業、児童相談所のデジタル活用による業務効率化に係る事業、その他事業の4事業を中心として、児童相談所（都道府県等）の更なる機能強化を図る。

事業の概要

- 拡充

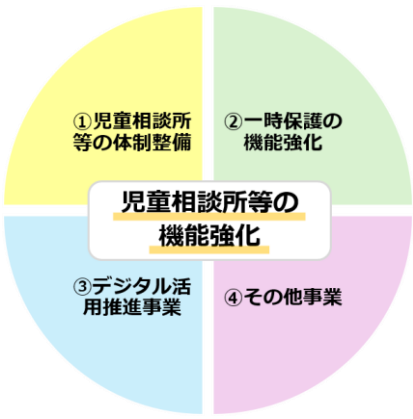
1. 児童相談所等の体制整備事業【拡充】【再編】

 - ✓ 高度な専門性を持った学識経験者や警察官OB等からの援助を受けることにより、スーパーバイズ・権利擁護機能を強化
 - ✓ 児童相談所配置弁護士のみでは対応困難な法的知識を要するケースが生じた際に、外部の弁護士に法的援助を得る場合の費用を補助
 - ✓ 児童虐待の通告を受けた際のこどもの安全確認等の体制を強化、入所措置や一時保護の際の移送等を行う体制を強化 等
2. 一時保護の機能強化事業【新規】【再編】

 - ✓ 一時保護施設の機能の充実・強化のため、各種専門的な知識及び技術等を有する一時保護対応協力員の配置
 - ✓ 児童相談所へ障害児支援等に関する種々のコーディネートを行う職員を配置又は派遣する費用の補助
 - ✓ 一時保護専用施設や一時保護委託先において、必要なアセスメントや個別的なケアを実施するための体制を強化 等
3. 児童相談所等業務のデジタル活用推進事業【新規】【再編】

 - ✓ 情報の入力共有等の作業においてデジタル技術を活用することで、入力業務や報告業務の負担を軽減し、労働環境の改善等につなげる
 - ✓ 児童相談業務に関して国が構築等を行っているシステムと児童相談所等が導入している独自システム間の連携
 - ✓ 児童相談所等のICT化の推進に資する機器等の整備、児童相談所と警察がリアルタイムに情報共有できるシステムを構築 等
4. その他都道府県（児童相談所等）に関する事業【再編】

 - ✓ 「こども家庭ソーシャルワーカー」の取得促進に向けた研修受講費用や配置した場合の賃金引き上げに係る補助
 - ✓ 都道府県等において、児童虐待防止及びヤングケアラー認知度向上に係る広報啓発の実施
 - ✓ 協同面接を含む被害事実確認面接を実施するための委託費用、研修費用、備品購入費用の補助 等



実施主体

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

都道府県（児童相談所等）に関する事業の再編について

<令和7年度補正予算・令和8年度予算>

児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金	
児童虐待防止対策支援事業	
1	医療的機能強化等事業
2	法的対応機能強化事業
3	児童相談所体制整備事業
4	児童相談所設置促進事業
5	一時保護専用施設改修費支援事業
6	一時保護機能強化事業
7	官民連携強化事業
8	評価・検証委員会設置促進事業
9	未成年後見人支援事業
10	児童の安全確認等のための体制強化事業
11	児童虐待防止のための広報啓発等事業
12	支援対象児童等見守り強化事業
13	児童相談システム情報連携基盤構築事業（R7補正）
14	こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業
15	被害事実確認面接支援事業
16	児童相談所等業務効率化促進事業
17	一時保護施設学習支援強化事業
18	一時保護委託先開拓等事業
19	児童相談所等におけるICT化推進事業（R7補正）
20	児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業（R7補正）



<令和9年度予算概算要求>

児童虐待防止対策支援事業	
（1）児童相談所等の体制整備事業（仮称）	
1	児童相談所体制整備事業
2	医療的機能強化等事業
3	法的対応機能強化事業【 拡充 】
4	児童相談所設置促進事業
5	児童の安全確認等のための体制強化事業
（2）一時保護の機能強化事業（仮称）	
1	一時保護機能強化事業
2	一時保護専用施設改修費支援事業
3	一時保護施設学習支援強化事業
4	一時保護委託先開拓等事業
5	多職種・他機関連携機能強化事業【 新規 】
6	一時保護委託先機能充実化事業【 新規 】
（3）児童相談所等業務のデジタル活用推進事業（仮称）	
1	児童相談所等におけるICT化推進事業【 新規 】
2	児童相談所等業務効率化促進事業
3	児童相談システム情報連携基盤構築事業【 新規 】
4	児童相談所と警察の児童虐待に係る情報共有システム構築事業【 新規 】
（4）その他都道府県（児童相談所等）に関する事業	
1	こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業
2	官民連携強化事業
3	評価・検証委員会設置促進事業
4	未成年後見人支援事業
5	児童虐待防止のための広報啓発等事業
6	宅食アウトリーチ活動支援事業
7	被害事実確認面接支援事業

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉 令和9年度概算要求額 233億円の内数（161億円の内数）

事業の目的

高度な専門性を持った学識経験者や警察官ＯＢ等の実務経験者（以下「学識経験者等」という。）からの援助を受けることにより、児童相談所におけるスーパーバイズ・権利擁護機能を強化する。また、市町村に対する後方支援の観点から、市町村における相談体制への支援を行う。さらに、児童相談所において夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制等の整備を図る。加えて、一時保護の期間が必要最小限となるよう児童相談所と医療機関の連携体制の充実を図る等により児童相談所における体制の強化を図る。一時保護開始時の司法審査に加え、令和7年の児童虐待防止法改正により、面会通信制限の対象拡大等が図られたことから当該事務を行う職員の人件費について補助を拡充し、体制強化を図る。

事業の概要

① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業

児童相談所が児童相談業務に関する専門的知識を有する学識経験者等の協力を得て、こども・保護者等に対し、専門的技術的助言・指導等を行う。

② 市町村との連携強化事業

児童相談所等の持っている相談対応や援助の技術等を市町村に提供すること等により、市町村における相談体制の充実を図る。

③ 24時間・365日体制強化事業

夜間・休日を問わず、児童相談所が対応する通告・相談に対して、随時直接応じられる体制を整備するため、相談援助技術や相談援助活動経験のある児童相談所ＯＢ等の非常勤の職員等を配置する。

④ 司法審査等対応職員配置事業

令和4年改正児童福祉法により、令和7年度より導入される一時保護開始時の司法審査事務について必要な職員を配置するとともに、令和7年4月の児童虐待防止法改正により面会通信等制限の対象が拡大されたことを踏まえ、面会通信等に係る事務の対応に必要な職員を配置する。

⑤ 医療連携支援コーディネーター配置事業

虐待を受けて児童相談所が一時保護したこどもの中には、外傷等の治療を要するため、医療機関への一時保護委託を行う場合があり、このような場合でも、一時保護の期間が必要最小限になるよう、医療機関との間におけるこどもの退院に向けた調整及び退院後の処遇に係る調整を図るための職員等を配置する。

⑥ SNS等相談事業

児童虐待を未然に防止する観点から、子育てに悩みを抱える者やこども本人に対するSNS等を活用した相談体制の構築を推進し、子育てに悩みを抱える者やこども本人からの相談にかかる多様な選択肢を用意することにより、こども家庭相談体制の充実を図る。

⑦ 通訳機能強化事業

日本語での意思疎通に困難がある家庭に対する相談支援をより円滑に行うための事業を実施する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額案】（①～⑤：児童相談所1か所当たり、⑥⑦：都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり）

- ① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 493千円 ② 市町村との連携強化事業 3,791千円 ③ 24時間・365日体制強化事業 最大18,775千円
 ④ 司法審査等対応職員配置事業 1名配置につき2,432千円（児童相談所1か所につき4名を上限） ⑤ 医療連携コーディネーター配置事業 3,949千円
 ⑥ SNS等相談事業 43,712千円 ⑦ 通訳機能強化事業 10,560千円

【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉 令和9年度概算要求額 233億円の内数（161億円の内数）

事業の目的

児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、児童相談所等に医師を配置することや、地域の医療機関等を協力医療機関等（医学的な知見を有する者及び当該者の所属する医療機関以外の機関を含む。以下同じ。）に指定し、医学的知見から個々のケースに応じた心身の治療の必要性等についての専門的技術的助言を得ることにより、児童相談所等の医療的機能を強化するものである。

また、小児救急現場でも頭部外傷をはじめ、身体的虐待を疑わせるこどもの受診も多いが、医療機関においては知識や経験が不十分であったり、組織的対応の体制がない場合もあり、十分に対応ができていない状況であることから、地域医療全体の児童虐待防止体制の整備を図る。

事業の概要

I 医療的機能強化事業

① 次のいずれか又は両方を実施する。

(1) 医師（非常勤に限る。）を配置する。

(2) 地域の医療機関を協力医療機関等に指定（複数の機関とすることも可）し、契約の締結や申し合わせを交わす等により医学的な助言（※）を得られる体制を構築する。

(※) 対象者に対して的確に診断し、心身の治療の必要性等を判断する。

② 児童相談所のトラウマケア連携体制整備

トラウマケアを必要とするこどもに対し、児童相談所の児童心理司と医療機関等に所属する心理職等が連携する体制を確保した上で、児童相談所による援助方針に沿ってトラウマケアを提供する。

II 児童虐待防止医療ネットワーク事業

都道府県等の中核的な小児救急病院等に、児童虐待専門コーディネーターを配置し、地域の医療機関に対する研修、助言等を行い地域の児童虐待対応体制の整備の底上げを図る。また、当該中核病院における児童虐待対応体制の整備を図る。

実施主体等

【実施主体】

I 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

II 都道府県、指定都市

【補助基準額案】

I ① 1自治体あたり：7,819千円（複数の児童相談所で医師の配置等を行う場合は、1児童相談所あたり7,819千円）
（常勤職員の配置に向けた取組を実施しない場合：748千円）

② 1自治体あたり：3,253千円

II 1自治体あたり：4,769千円（事業期間が1年に満たない場合は、4,769千円×事業実施月数／12）

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和9年度概算要求額 233億円の内数（161億円の内数）

事業の目的

児童相談所が単独で援助を行う場合、保護者からの反発を受けることや保護者とトラブルになることも多く、こどもの安全な身柄保護やそれ以降の継続援助が極めて困難になるため、弁護士等による司法的な調整や援助を得ることにより、児童相談所の援助を円滑かつ適切に行うことができる体制の整備を図るものである。

また、弁護士業務を補助する法的対応事務職員（パラリーガル）を配置することにより児童相談所の法的対応の更なる体制強化を図る。

事業の概要

- 弁護士の配置等により、以下の業務を実施する。
 - （１） 児童相談所が児童虐待等の相談を受理した際、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整を行うこと。
 - （２） 法的申立てを行うなど司法的対応が必要となる場合には、保護者、家庭裁判所、関係機関等との調整を行うこと。または、臨検又は捜査に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行うこと。
- 法的対応事務職員（パラリーガル）を配置し、上記の弁護士の事務的、法的な業務を補助する。
- 児童相談所配置弁護士のみでは対応が困難な法的知識を必要とするケースが生じた際に、外部の弁護士に法律相談を行うなど、法的援助を得る場合の費用を補助対象に追加する。

拡充

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額案】（委託等によって実施する場合）弁護士 1 人又は事業者 1 者当たり 15,610千円
※常勤的職員を配置又は常勤職員の配置に向けた取組を実施しない場合は、7,805千円
（非常勤職員を配置する場合） 弁護士 1 人 1 時間当たり 11千円
※常勤的職員を配置又は常勤職員の配置に向けた取組を実施しない場合は、5 千円
（法的対応事務職員を配置する場合） 1 名当たり 3,597千円を加算。
※ただし、弁護士 1 名につき 1 名が上限

拡充

（外部弁護士に法的助言を求める場合） 1 時間当たり 11千円

【補 助 率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和9年度概算要求額 233億円の内数（161億円の内数）

事業の目的

児童虐待対応件数は依然として高くなっており、複雑・困難なケースも増加するなど、特に都市部において児童相談所を中心にきめ細やかな対応が求められていることから、平成28年の児童福祉法改正において、特別区についても児童相談所を設置できるよう、児童相談所の設置自治体の拡大が図られたところである。さらに令和元年の児童福祉法改正を受けた児童福祉法施行令の改正により児童相談所の管轄区域の人口をおおむね50万人以下とすることとされた。

これに伴い、児童相談所の設置を目指す中核市、施行時特例市及び特別区（以下「市区」という。）や児童相談所の増設を図る都道府県等に対し、設置準備に係る費用を補助することにより児童相談所の設置を促す。また、児童相談所の設置を目指す市区への都道府県等の協力を促進するため、都道府県等から市区への職員派遣に対する支援を行う。

事業の概要

- 市区は、児童相談所の設置に向けた準備（検討段階を含む。）を行うため、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。
 - ① 設置準備に伴う事務手続等
児童相談所の設置準備に伴う事務手続等の業務を行う非常勤の設置準備対応職員を配置する。
 - ② 研修等職員派遣
児童相談所の業務を学ぶための研修等に職員を派遣する間に、当該職員の代替として業務を行う非常勤の研修等代替職員を配置する。
- 都道府県等は、都道府県等における児童相談所の増設の設置準備に伴う事務手続き等の業務を行う非常勤の設置準備対応職員を配置する。
- 都道府県等は、市区における児童相談所の設置を支援するため、児童相談所設置準備に向けた職員の派遣を行い、当該職員の代替として業務を行う非常勤の代替職員を配置する。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、施行時特例市、特別区

【補助基準額案】

① 設置準備対応職員を配置する場合	都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、施行時特例市、特別区	1 か所当たり 2,172千円
② 研修等代替職員を配置する場合	中核市、施行時特例市、特別区 1 か所当たり	10,259千円
③ 都道府県等代替職員を配置する場合	都道府県、指定都市、児童相談所設置市 1 か所当たり	6,839千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、施行時特例市、特別区：1/2

事業の目的

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和9年度概算要求額 233億円の内数（161億円の内数）

児童虐待に関する相談対応件数が依然として多い中で、児童相談所において、児童虐待の通告を受けた際のこどもの安全確認等の体制を強化することや、施設への入所措置、里親への委託、一時保護（一時保護委託含む）や一時保護解除の際に遠方まで複数名で移送等を行うことができることから、移送等を行う体制の強化を図る。

事業の概要

1. 以下のいずれかの非常勤の安全確認等対応職員を配置する。

- ・ 安全確認等対応職員

児童虐待の通告のあったこどもについて、目視による安全確認を行うことや、継続的な支援を行っているこどもについて、定期的な状況確認を行う。

- ・ 事務処理対応職員

児童相談所において、児童記録の整理や相談の受付等の業務を行う。

2. 以下の非常勤の移送等対応職員を配置する。

- ・ 移送等対応職員

児童相談所において施設への入所措置、里親への委託、一時保護（一時保護委託含む）や一時保護解除の際に児童福祉司等とともに遠方まで移送等を行う。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額案】

児童相談所1か所当たり 31,520千円

（警察官OBを配置し、警察との連携強化を図る取組を行わない場合 児童相談所1か所当たり 25,216千円）

（遠方の施設への入所措置等の際の移送等に係る非常勤職員を雇う場合 都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり 6,304千円加算）

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

事業の目的

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和9年度概算要求額 233億円の内数（161億円の内数）

一時保護施設が担う行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、教員OB、看護師、心理に関する専門的な知識及び技術を有する者、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員の配置について、補助を行う。

事業の概要

○ 次のいずれかの一時保護等対応協力員を配置する。

① 学習指導協力員

保護しているこどもの個々の学力に応じた学習指導や児童の原籍校との調整等を行う。

② 障害等援助協力員

疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応や、心的外傷のあるこどもに対する心理治療を行う。

③ トラブル対応協力員：

こどもの間でのトラブルや保護者とのトラブルの軽減等、一時保護施設内の個別対応の強化を図る。

④ 専門的ケア対応協力員：

保護しているこどもに対し、心理の専門家等が日常生活に寄り添い、個々の状況に応じた丁寧かつ専門的なケアを行う。

⑤ 一時保護委託付添協力員：

児童養護施設等へ一時保護委託を行う場合の付添や、一時保護施設等から学校に通う場合の付添を行う。なお、一時保護施設等から原籍校に通学する際に付添を行う場合、送迎に要する費用も補助対象とする。

⑥ 夜間対応協力員：

近年増大している警察からの身柄付通告による緊急一時保護等に対応するため、夜間に保護するこどもの対応や夜間対応時の一時保護施設内のバックアップ支援等、夜間の一時保護受け入れ態勢の強化を図る。

⑦ 権利擁護推進員：

一時保護施設で生活するこどもの権利擁護のための取組（意見表明等支援事業者との連絡調整、意見箱等の導入・運用改善、一時保護施設のルールの改善の検討・提案等）を推進し、一時保護施設におけるこどもの権利擁護の強化を図る。

⑧ その他（外国人対応協力員（通訳など）等）

個々の保護しているこどもが抱える問題（言語面等）を踏まえ、的確なアセスメントが行えるよう、児童指導員等の業務の補助を行う。

実施主体等

【補助基準額案】

・学習指導協力員以外（②～⑧）の者 児童相談所 1 か所当たり：2,432千円×実施事業数

加算分（※1） 児童相談所 1 か所当たり：1,384千円

※1 一時保護委託付添協力員を配置し、一時保護所等から原籍校への送迎を行う場合

・学習指導協力員（①） 児童相談所 1 か所当たり：2,432千円×配置人数（上限：3名分）

加算分（※2） 児童相談所 1 か所当たり：1,977千円

※2 学習支援その他学習面全般の調整を行うことができる体制を整えた場合、配置人数のうち1名を上限として上乗せ

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和9年度概算要求額 233億円の内数（161億円の内数）

事業の目的

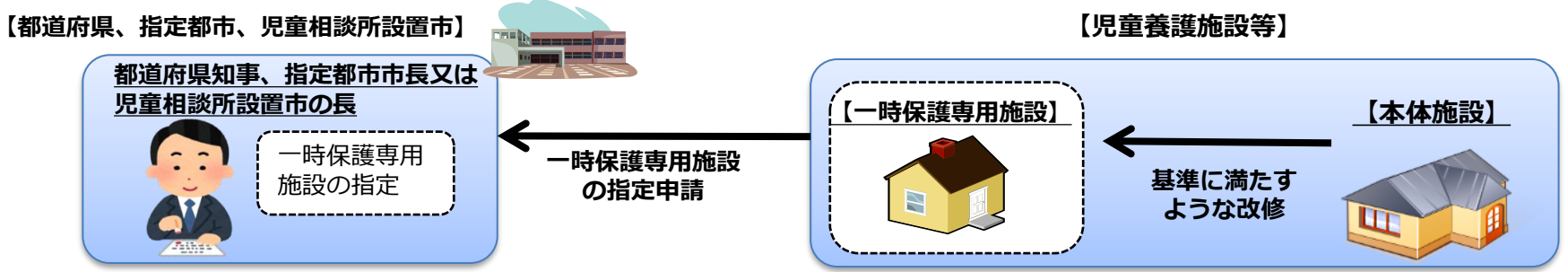
一時保護を行う際は、一人ひとりのこどもの状況に応じて、一時保護の目的を達成するために適した環境が選択されることが重要であり、そのための体制整備を行うことが必要である。

一時保護については、一時保護施設において必要な一時保護に対応するための定員設定・整備を行うほか、一時保護専用施設等への一時保護委託を活用すること等により、適切な支援を確保する必要がある。

事業の概要

一時保護専用施設の設備基準（※）を満たすために、本体施設等を改修した場合の改修費の一部を補助する。

（※）「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について（令和7年3月27日付けこ支虐第95号こども家庭庁支援局長通知）」の別紙「一時保護実施特別加算費実施要綱」における設備要件



実施主体等

【補助基準額案】 1施設当たり 59,700千円
→ 改修期間中に賃借料が発生する場合、当該費用（10,000千円を上限）を加算

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉 令和9年度概算要求額 233億円の内数（161億円の内数）

事業の目的

- 一時保護施設のこどもたちは通学が困難な場合も多く、また、基礎的な学力が身につけていないこどももいるなど、一人ひとりの習熟状況等が異なることから、ICT等を活用して、個々のこどもに応じた効果的な学習が可能な環境を整備することが必要である。
- このため、本事業を活用して、一時保護施設で生活するこどもの学習支援の強化を図る。

事業の概要

【実施方法】

- 一時保護施設において、学校との連携によるリモート授業の受講や習熟度等に応じたタブレット学習が可能となるようタブレット、学習アプリ等の導入を行う。

【主な留意事項】

- 学習アプリ等の導入に当たっては、各学年やこども一人ひとりの習熟状況等に応じた学習が対応可能なものを選定すること。また、アプリについては定期的に更新すること。
- 導入・更新するアプリについては、必要に応じて利用するこどもの原籍校や教育委員会に意見を求める等、一時保護施設退所後を見据えた学習内容とすること。
- タブレット等端末利用時にこども個人に関する情報の入力がある場合については、利用終了時ごとにタブレット等端末から削除するなど個人情報の取り扱いについて適切な措置を講じること。 等



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国： 1/2 、都道府県・指定都市・児童相談所設置市： 1/2

【補助基準額案】 一時保護施設 1 か所当たり：1,000千円

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和9年度概算要求額 233億円の内数（161億円の内数）

事業の目的

- 一時保護においても、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭的環境において、こどもの個別性を尊重した適切なケアを提供できるようにすることが喫緊の課題となっている。
- このため、こどもの状況・特性に合わせた適切なケアが提供できるよう、家庭的な個別ケアを提供できる一時保護委託先の開拓や一時保護委託先の心理面でのサポートを実施する。

事業の概要

① 一時保護委託先の開拓・適切な処遇の確認

- ・ 都道府県等は、多様な一時保護委託先を確保し、家庭的な環境におけるケアを推進する観点から、一時保護委託先の開拓を行う開拓員及び補助員を配置し、一時保護委託先の開拓を行うとともに、開拓後においても定期的に訪問し必要な支援や一時保護委託児童に対する適切なケアが実施されているかの確認を行う。

Point

一時保護委託先の開拓に当たっては、障害・高齢関係施設や医療機関、民間事業者など児童福祉分野にとどまらず、多様な一時保護委託先の確保に努める

② 一時保護委託先に対する心理面からの支援の実施

- ・ 心理的支援訪問員を配置し、児童相談所担当児童心理司と連携の上、一時保護委託先を巡回・訪問し、一時保護委託児童及び委託先の者に対する心理面からの支援を実施する。

Point

里親、ファミリーホーム、その他民間事業者など心理職の配置がない一時保護委託先についても、定期的に心理的支援訪問員が訪問することで、適切な心理的ケアが可能

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

【補助基準額案】①委託先の開拓 1自治体当たり 基本分：6,820千円、加算分：最大2,602千円

②心理サポート 1自治体当たり：6,648千円

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和9年度概算要求額 233億円の内数（161億円の内数）

事業の目的

- 虐待等により一時保護されるこどものうち、知的障害や発達障害のある又は疑われるこども（障害児等）については、こどもの状態に応じた専門的ケアや適切なアセスメント環境を確保する必要があるが、一時保護施設では専門的支援やマンパワーに限界があり、専門的支援が可能な委託先である障害児入所施設は受入枠が不足するなど、一時保護先の確保が難航する場合がある。
- また、一時保護されるこどものうち、医療機関に入院している医療的ケア児や重症心身障害児で、家庭復帰が困難なこどもについて、退院後の受け皿の確保に難航する場合がある。
- こうした状況に対応するため、児童相談所に障害児支援等に係る種々のコーディネートを行う職員（多職種・他機関連携職員）を配置又は派遣し、障害児等に係る受入先の調整等を行うことで、こどもの状態に応じた専門的ケアや適切なアセスメント環境を確保する。

事業の概要

児童相談所に障害児支援等に係る種々のコーディネートを行う職員を配置等するための費用を補助する。

【配置形態のイメージ】

- ・ 障害児等に関する支援業務に従事していた児童相談所等のOB職員の配置
- ・ 児童発達支援センターや障害児入所施設からの専門職員の派遣 等

【想定される業務内容】

- ・ 児童発達支援センター、障害児入所施設、医療的ケア児支援センター等との関係の構築
- ・ 地域の障害児支援ネットワークへの参加
- ・ 障害児等の委託先の検索や調整に関する協力体制の確保
- ・ 障害児等を一時保護施設において保護するための環境整備、人員配置、障害児支援施策との連携方策の検討、予算制度やサービス活用のための調整
- ・ 遠方の障害児入所施設等に一時保護委託されたこどもへのフォローアップ
- ・ 障害者基幹相談支援センター等との連携により、18歳以降における障害者施策等へのスムーズな移行を支援、障害者施策（GH等）で一時保護委託を行う場合の協力体制の構築 等

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2 都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

【補助基準額案】 1自治体当たり：7,027千円

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和9年度概算要求額 233億円の内数（161億円の内数）

事業の目的

- 緊急的に一時保護委託が行われる場合や一時保護委託の受入後にこどもの状態把握や追加情報の収集が行われる場合、追加情報を整理し適切にアセスメントをする必要があるが、委託先ではその体制が十分でない場合がある。また、委託先は、本体施設の空き定員の中でこどもの受入れを行っているため、医療的対応や行動面への対応等の専門性高い支援やアセスメント機能を十分に発揮できない場合がある。
- 一時保護委託先において、ケアニーズの高いこどもを受け入れるとともに、必要なアセスメントや個別的なケアを実施するための体制を強化し、一時保護委託先における機能の一層の充実を図る。

事業の概要

一時保護委託先において、障害のあるこどもや医療的な対応や配慮が必要なこどもなど、ケアニーズの高いこどもの受入体制を強化するため、次の事業を実施する。

- ① **医療機関等連携体制強化事業**
特に継続的な健康管理や服薬管理が必要なこどもの円滑な受け入れを促進するため、医療機関等との連携強化を図るための職員を配置する。
- ② **障害児等受入体制強化事業**
障害等を有するこどもの円滑な受け入れや一時保護中の支援を促進するため、保護前の受け入れに係る連絡調整等や、保護中の支援・補助を行うための職員を配置する。
- ③ **アセスメント体制強化事業**
一時保護委託先において、こどもの状況に応じたきめ細やかなケアを行う体制を強化するため、アセスメントを主に行う職員を配置する。

実施主体

- 【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- 【補助率】 国：1/2 都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2
- 【補助基準額案】
- | | |
|--------------------|----------------|
| ①医療機関等連携担当職員の配置 | 1施設当たり：2,333千円 |
| ②障害児等受入体制強化担当職員の配置 | 1施設当たり：5,903千円 |
| ③アセスメント体制強化担当職員の配置 | 1施設当たり：5,903千円 |
- ※①～③までの職員配置ごと 事業費：109千円
- 【対象施設】 一時保護専用施設、一時保護委託先であって前年度に一時保護委託を一定数受け入れている実績のある施設

<児童入所施設措置費等国庫負担金>

令和9年度概算要求額 1,746億円の内数(1,672億円の内数)

<児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金> 令和9年度概算要求額 233億円の内数(161億円の内数)

事業の目的

- 一時保護施設においても、家庭における養育環境と同様の環境あるいはできる限り良好な家庭的環境において、こどもの権利擁護を推進し、こどもの個別性を尊重した適切なケアを提供する観点から、一時保護施設の環境改善が求められている。
- 一時保護施設の環境改善に当たっては、一時保護施設における小規模ユニットケアの推進など複合的に実施することで、一時保護施設が抱える諸課題に適切に対応していく。

事業の概要**(1) 一時保護施設の配置改善** (措置費)

令和6年度から一時保護施設独自の設備・運営基準を適用したことに伴い、児童指導員等の配置改善や、専門職(看護師、学習指導員、心理療法担当職員)の配置など、一時保護施設の環境改善を図る。

(2) 一時保護施設における小規模ユニットケアの推進 (措置費)

一時保護施設に入所するこどもの状況・特性に合わせたケアができるよう、一時保護施設の小規模ユニットケアを実施する。

(3) 一時保護委託先の開拓・一時保護委託先への心理面でのサポートの実施 (補助金)

多様な一時保護委託先を確保し、家庭的・開放的な環境でケアを推進するため、一時保護委託先の開拓を行う職員(リクルーター)の配置に要する経費の補助を行う。また、一時保護委託先においても心理的ケア等の専門的なケアを実施できるよう、一時保護委託先を巡回してサポートを実施する職員の配置に要する経費を補助する。

(4) 一時保護施設で生活するこどもの学習支援の強化 (補助金)

一時保護施設において、学校との連携によるリモート授業の受講や習熟度に応じたタブレット学習が可能となるようタブレット、学習アプリ等の導入に要する経費の補助を行う。

(5) 一時保護施設における夜間対応の強化 (補助金)

近年増大している警察からの身柄付通告による緊急一時保護等に対応するため、夜間に保護するこどもの対応や夜間対応時の一時保護施設内のバックアップ支援等、夜間の一時保護受け入れ態勢の強化を図る。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2 都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和9年度概算要求額 233億円の内数（161億円の内数）

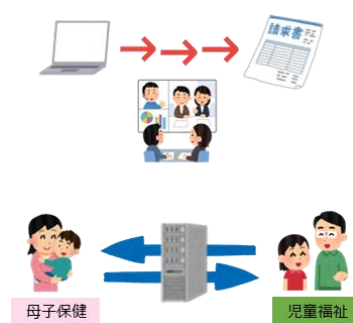
事業の目的

- 児童相談所の各業務においては、都道府県等により異なるが、一度簡易的に作成した記録を再度システム上に手入力する業務フローが多く、業務負担が重くなる要因の一つとなっている（※）。このことはさらに、十分な休憩時間や研修等の時間の確保を困難にすることにもつながっており、職員の質の向上の妨げともなっている。
（※）令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童相談所におけるA I・I C T等を活用した業務効率化に関する調査研究」において、児童相談所職員は『調査・資料作成』に最も多くの時間を費やしており、児童福祉司のみの従事時間割合は、『面接・家庭訪問』や『調査・資料作成』、『移動・移送』に多くの時間が充てられている、と指摘されている。
- 情報の入力・共有等の作業においてデジタル技術を活用することで、入力業務や報告業務の負担を軽減し、労働環境の改善や相談業務等の質の向上につなげるとともに、家庭訪問やケース検討の充実にもつなげ、全体として児童相談所（一時保護施設を含む。）の業務改善を図る。
- 児童相談所における業務フローを全体的に見える化し、デジタル技術の活用により効率化すべき業務プロセスを特定する。その上で、最新技術を積極的に取り入れ、業務の最適化を図る。

事業の概要

例えば、以下の業務を可能にするためデジタル化を進める。

- ・一時保護状請求書の発行（※）（既存のケース記録等と連携）
（※）改正児童福祉法により、令和7年度から一時保護の開始時には一時保護状請求書を作成し、裁判所に提出することにより裁判官の審査を受ける事務が発生している。
- ・複数自治体や関係機関間における情報連携プラットフォームの構築
- ・電話・会議の文字起こし
- ・音声情報のデータ化
- ・同時通訳機能
- ・外出先での業務環境の確保（ケース記録の閲覧等）
- ・紙文書の電子データ化 等



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（児童相談所設置市への移行を計画している中核市及び特別区を含む。）

【補助率】 国：1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1／2

【補助基準額案】 1自治体当たり 15,000千円

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和9年度概算要求額 233億円の内数（161億円の内数）

事業の目的

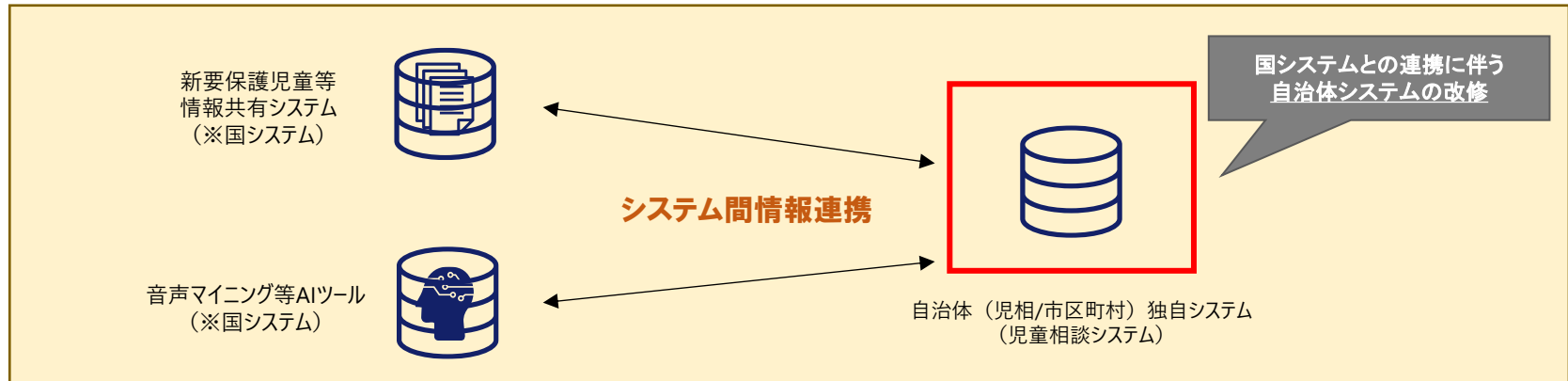
児童相談業務に関して国が構築等を行っているシステムと児童相談所が導入している独自システム間の連携を行い、効果的かつ効率的なシステム運用を行うとともに、現場職員の業務負担軽減に資する情報連携の仕組みを全国的に構築する。

事業の概要

児童相談所におけるシステム間の情報連携効率化等

国が構築等を行っているシステム（※）と児童相談所の独自システム間のデータ連携等を行うため、独自システムの改修経費を補助する。

- ✓ 自治体独自システムで管理している児童の記録をAPI連携により自動で連携することで、システム間で確実に情報共有され、職員の業務負担も軽減



実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

- ① 要保護児童等情報共有システムに係る改修⇒都道府県・指定都市・児童相談所設置市
- ② 児童相談所における音声マイニング等AIツールに係る改修⇒都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助割合】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

【補助基準額案】1自治体当たり ①：5,452千円、②：2,917千円

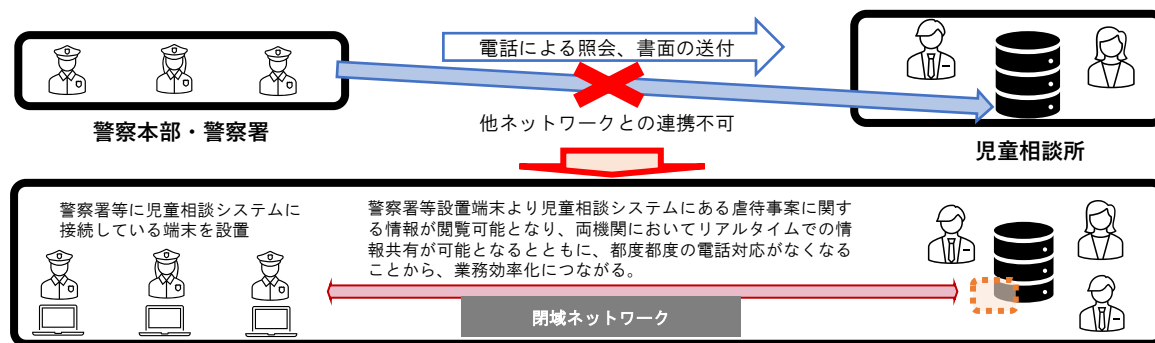
※都道府県・指定都市・児童相談所設置市において、①と②に両方に係る改修を実施する場合、①と②を合算した額を基準額として適用

事業の目的

- 児童虐待事案への迅速・的確な対応のため、児童相談所・警察間において、児童虐待に関する事案等について速やかに情報共有を行うほか、警察本部及び各警察署（以下「警察署等」という。）に児童相談所システムに対応する端末を設置することで、児童相談所と警察がリアルタイムに情報共有できるシステムを構築する。

事業の概要

- 児童相談所・警察署等における情報共有システムの構築のための費用について補助を行う。
 - ① 警察署等への端末整備
警察署等に児童相談所システムに対応する端末を設置し、児童相談所が扱う児童虐待に関する事案について警察署等にて確認できるようにする。
 - ② 児童相談所システム改修
児童相談所システムを改修し、児童相談所と警察側双方で共有できる機能（例：児童通告書）を追加する。



実施主体等

- 【実施主体】 ①警察署等への端末整備 都道府県
②児童相談所システム改修 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- 【補助割合】 ①警察署等への端末整備 国：1／2（都道府県：1／2）
②児童相談所システム改修 国：1／2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2）
- 【補助基準額案】 ①警察署等への端末整備 1自治体当たり 30,550千円
②児童相談所システム改修 1自治体当たり 20,460千円

事業の目的

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和9年度概算要求額 233億円の内数（161億円の内数）

- 令和4年改正児童福祉法により、児童相談所や市区町村（こども家庭センター）等における相談支援等の質の向上を図る観点から、令和6年度より、新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設され、児童福祉司や統括支援員の任用要件の1つとして位置づけられた。
- こども家庭福祉分野における人材の専門性向上に関しては、こどもの安全確保や権利擁護等を背景として、令和4年改正児童福祉法附帯決議や骨太方針2023等、従前からその必要性が指摘されているところである。
- 本資格は、既に児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等の現場で働いている者が、100.5～265.5時間の研修の受講等を経て取得するもの。これらの研修等に参加しやすいよう、取得促進のための支援を推進する。

事業の概要

① 研修受講費等の資格取得費用に対する補助

児童相談所や児童養護施設等で勤務する職員が資格取得のための研修に参加する場合に、旅費、研修受講料、研修受講者の勤務先において代替職員を確保するための雇上費を補助する。

② 見学実習受入施設等への代替職員配置に対する補助

こども家庭ソーシャルワーカー研修の見学実習を受け入れる施設等に対し、当該対応に係る代替職員の配置に必要となる経費の補助を行う。

③ 資格取得者の配置に対する手当等の補助

児童相談所等に資格を有する職員を配置し、専門的な対応を担う場合に、当該職員に係る手当等の補助を行う。

また、所属機関内におけるこども家庭ソーシャルワーカーとしての専門性の発揮にとどまらず、地域の多職種、多機関連携のコーディネートや広域的な対応等、地域の支援力向上に資する職務・業務を担う場合に、当該職員に係る手当等の補助を増額する。

(参考) 児童養護施設等や一時保護施設に資格を有する職員を配置する場合は、措置費において、当該職員に係る加算を行う。

研修実施機関

見学実習受入施設

連携

研修の受講

資格取得者の配置

① 資格取得費用補助

② 代替職員配置補助

③ 資格取得者への手当等の補助

児童相談所、市区町村相談支援部門（こども家庭センター等）

実施主体等

【実施主体】
都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】
国：2/3、実施主体1/3又は国1/2、実施主体1/2

※補助率2/3の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体のみ。
ただし、経過措置として、令和11年度末までは全ての自治体の補助率を2/3とする。

【補助基準額案】

① 研修受講に係る旅費 1人あたり94,000円
研修受講費（受講ルートにより異なる）
1号 187,000円 2号 236,000円
3号 258,000円 4号 346,000円
代替職員を確保するための雇上費 1日あたり8,620円

② 1日あたり8,620円

③ 業務内容に応じて1人当たり月額2万円又は5万円

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和9年度概算要求額 233億円の内数（161億円の内数）

事業の目的

都道府県等（児童相談所）が要保護性の高い困難事例に対応していくためには、児童相談所の体制の強化を図るとともに、民間団体との連携の強化を図っていくことも必要であるため、NPO法人等の民間団体を活用した取組を行う。

事業の概要

- ① 民間団体委託推進事業
児童相談所の業務の一部を委託するため、地域において児童虐待の発生予防や対応を行っているNPO法人等の民間団体の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、委託先の適否を判断するための検討を行う。
- ② 民間団体活動推進事業
民間団体と連携し、こどもたち本人及び保護者からの電話相談等への対応、職員の研修、保護者指導、親子関係再構築の取組等を実施する。
- ③ 民間団体育成事業
児童相談所が行う保護者指導や安全確認などの業務について受託することができる民間団体を育成するため、民間団体へのアドバイザー派遣や先駆的な取組を実施している民間団体での実地訓練等を実施する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額案】①：3,118千円 ②：1,100千円 ③：1,253千円

【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉 令和9年度概算要求額 233億円の内数（161億円の内数）

事業の目的

外部有識者等をメンバーとした評価・検証委員会を設置し、児童虐待による死亡事例等について、事実の把握を行い、死亡した児童の視点に立つて発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策の検討を行う。
また、児童相談所の業務管理・組織運営等について、民間団体から第三者評価を受けることにより、効果的な質の向上を図る。

事業の概要

① 死亡事例等検証委員会

<検証の範囲>

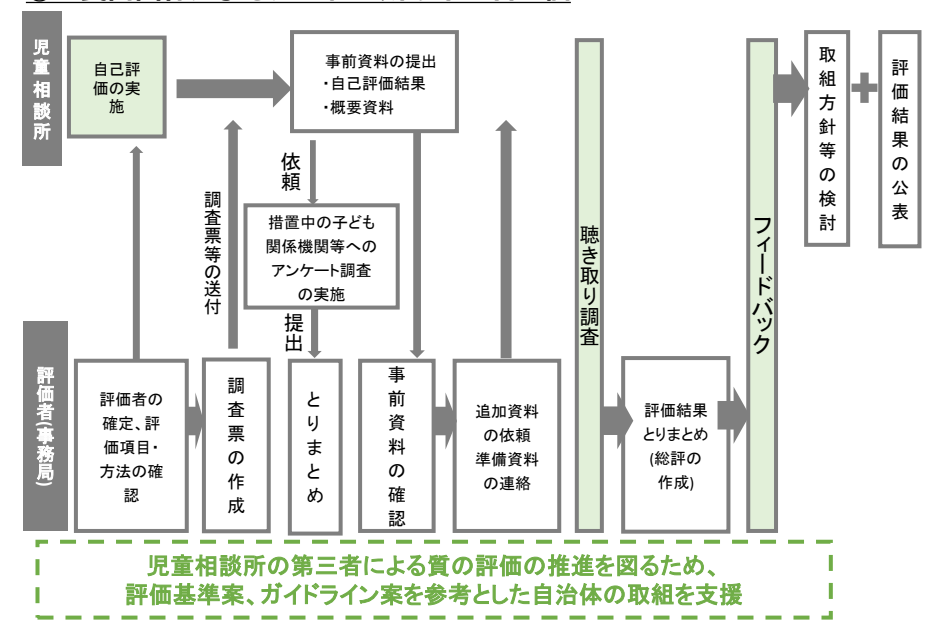
虐待による死亡事例（心中を含む）のほか、以下の内容を実施する。

- ア 児童相談所の評価方法についての検討及び評価指標やチェックリスト等の作成
- イ 事例の検証方法についての検討、マニュアル等の作成
- ウ ア又はイを基にした定期的な評価・助言、検証の実施
- エ 委員会で提言された再発防止策の取組状況の評価・助言
- オ ウ及びエに基づく報告書の作成、公表

<委員会の構成員>

事例に関与していない外部の者や、児童相談所や都道府県職員、要保護児童対策地域協議会の構成員・調整機関職員など、児童相談所の運営や児童家庭相談について相当の知見を有する者とする。

② 民間団体による児童相談所の第三者評価



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

【補助基準額案】 1自治体当たり 850千円

※民間評価者に第三者評価を依頼する場合 850千円加算

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉 令和9年度概算要求額 233億円の内数（161億円の内数）

事業の目的

児童相談所長は、親権を行う者がいない児童等について、その福祉のために必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任の請求をしなければならないこととされている（児童福祉法第33条の8第1項）。このため、未成年後見人が必要とする報酬等の一部を支援することで、未成年後見人の確保を図るとともに、児童等の日常生活の支援や福祉の向上に資することを目的とするもの。

事業の概要

（1）未成年後見人の報酬補助事業

児童相談所長等による請求により家庭裁判所に選任され、報酬が認められた未成年後見人に対し報酬額の補助

（2）未成年後見人等が加入する損害賠償保険料補助事業

児童相談所長等による請求により家庭裁判所に選任された未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償保険料の補助

実施主体等

【事業の対象となる未成年後見人】（1）・（2）共通

児童相談所長等による申立てにより家庭裁判所に選任された未成年後見人又は家庭裁判所の職権により選任された未成年後見人であって、

ア 被後見人の預貯金等及び不動産評価額が1,700万円以下であること

イ 被後見人の親族以外の者であること※1※2

のいずれも満たしていること。

※1 児童相談所長以外の者による申立てまたは家庭裁判所の職権により選任された未成年後見人については、児童相談所長が認めた場合に限る。

※2 被後見人が入所している児童福祉施設を運営する法人やその職員、被後見人の委託を受けている里親を除く。（施設退所後等の自立に備えて選任請求された場合は対象）

【対象期間】

原則被後見人が成年に到達する日の前日まで

【補助基準額案】

（1）未成年後見人の報酬補助事業

1人あたり 年額 240,000円（月額上限額 20,000円×12月）

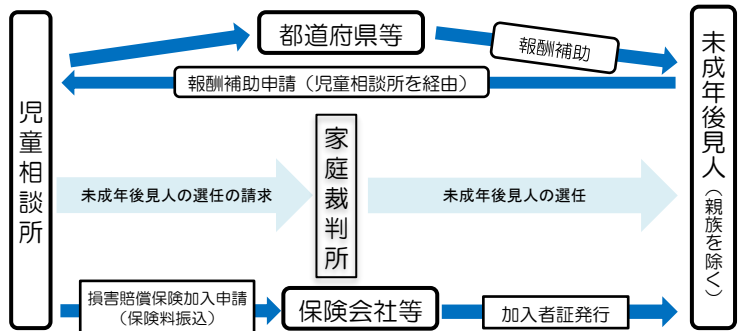
（2）未成年後見人・被後見人が加入する損害賠償保険料補助事業

① 未成年後見人の賠償責任保険 1人あたり 年額 5,210円

② 被後見人の傷害保険 1人あたり 年額 8,420円

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2



〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和9年度概算要求額 233億円の内数（161億円の内数）

事業の目的

各都道府県等において、児童虐待防止及びヤングケアラー認知度向上に係る広報啓発等事業を通じ、関係機関・団体を通じ、関係機関・団体や地域住民等への児童虐待・ヤングケアラーに関する意識の向上を図ることにより、児童虐待防止及びヤングケアラーへの適切な対応に資することを目的とする。

事業の概要

以下①～③のいずれかに該当するもの

- ① 地域における児童虐待に関する情報発信やヤングケアラーへの認知・理解促進等を図るための広報啓発事業。
- ② 地域の関係機関、関係団体等に対して児童虐待防止の取組を促し、児童相談所と市町村や当該関係機関等との連携協力体制の構築を図る事業。
- ③ 児童相談所において通告・相談等を受け付けるための通信設備の改修や転送サービスの利用等を行う事業



（例）SNSを活用した情報発信

実施主体等

- 【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- 【補助基準額案】 14,638千円（1実施主体当たり）
- 【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金＞ 令和9年度概算要求額 233億円の内数（161億円の内数）

事業の目的

子育て家庭の孤立を防ぎ、支援が必要な子どもや家庭を早期に把握して継続的に支援できるよう、地域の民間団体・事業者等と連携したアウトリーチを実施し、その状況を継続的に把握するとともに、必要な相談や支援につなげることができる体制を強化する。そのために、都道府県が中間支援法人に委託・補助し、アウトリーチを行う民間団体・事業者等の活動の支援や、市町村が未実施のエリアを中心としたアウトリーチ活動などを実施する。

事業の概要

都道府県による中間支援法人を介した支援

中間支援法人は、以下のアを実施するとともに、イ～エのいずれかに該当する事業を実施する。

ア 宅食等を実施する民間団体等に向けた見守り支援に関する研修等を行うなどにより地域の見守り支援に係る環境を整備するとともに、支援の質を向上させるための取組を行う。

イ 民間団体等に対して、事業実施期間中のこども宅食等の運営に係る費用やこども自身が申請できるよう周知啓発するリーフレット等の作成・配布に係る費用を助成するとともに、必要に応じて、運営に関するノウハウの提供や助言等を行う事業。

ウ 中間支援法人自らがこども宅食等を運営し、支援を必要とするこども等に対して食事の提供等を行い、こども等の状況を把握し必要に応じて市町村へこども等の状況を連絡する事業。（法人格のない団体や個人にこども宅食等の運営を委託する場合を含む。）

エ 民間団体等に対する食品・食材、学用品、生活必需品の提供等、こども宅食等の活動を支援する事業。（企業等への食品・食材等提供の働きかけ、食品・食材等の袋詰め、ボランティアの確保・派遣、周知・広報活動、自治体への働きかけ等を含む。）



実施主体等

- 【実施主体】 都道府県
- 【補助率】 国2/3（都道府県1/3）又は国1/2（都道府県1/2）
※補助率2/3の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体のみ。財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある。
- 【補助基準額案】 1 都道府県当たり 60,000千円（＋周知啓発加算28千円）

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和9年度概算要求額 233億円の内数（161億円の内数）

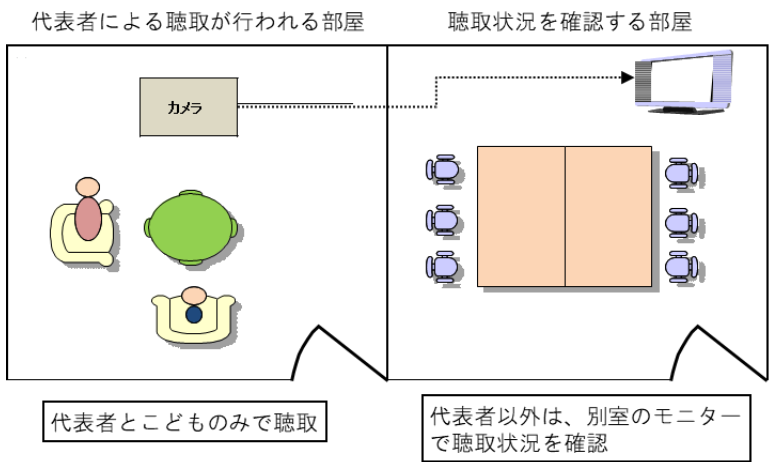
事業の目的

- 性的虐待等を受けたこどもに対して何度も同じ内容を聞くことは、こどもにとって心理的負担が大きいことや聞き取る話の信用性確保の問題から、1人の面接者が1回の面接によって聴取するという手法をとることが望ましい。
- 刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例などについては、検察や警察といった捜査関係者もこどもへの聴取を行うことになるが、その際も、こどもの心理的負担の軽減等のため、検察、警察、児童相談所が連携し、代表となる機関の職員が聴取を行う協同面接（いわゆる司法面接）が行われる。これらは、こどもにとって重要であるものの、代表者には、一定の講習等の受講が必要となる高度な技術が要求されることから、児童相談所における代表者の育成等の負担も大きい。そのため、協同面接を含めた被害事実確認面接等を進めるために、民間団体への委託等に係る費用や研修受講費用、面接に必要な備品購入費用の補助を行い、面接の質の向上を図る。

事業の概要

- ① 協同面接を含む被害事実確認面接を実施するため、面接実施に係る打ち合わせや専門の訓練を受けた面接者の派遣等の業務や心理的ケアを実施する民間団体への委託等に係る費用を補助する。
- ② 被害事実確認面接に係る研修受講費用を補助する。
- ③ 被害事実確認面接に必要なモニター等の備品購入に係る費用を補助する。

<協同面接を含めた被害事実確認面接等の実施イメージ>



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

【補助基準額案】

- ①自治体1か所あたり 最大2,568千円
- ②自治体1か所あたり 90千円
- ③児童相談所1か所あたり 1,000千円

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和9年度概算要求額 233億円の内数（161億円の内数）

事業の目的

- 児童虐待相談に対応する児童相談所やこども家庭センター、児童福祉施設等（以下「児童相談所等」という）が安定的に人材を確保するため、福祉系学部学生の児童福祉分野に対する就職意欲向上や、児童福祉分野で働く職員が心身の不調により離職することを防止することが課題となっている。
- 福祉系学部を有する大学等に相談員を配置し、児童福祉分野への就職を支援する「こども・若者支援人材バンク」を運営することで、在学生に対する早期のアプローチが可能となるほか、就労後のフォローまで行うことで、定着に向けた支援を行うことを目的とする（全国展開に向け3年程度の期間で集中的に実施）。

事業の概要

「こども・若者支援人材バンク」は、自治体ごとの課題に応じ、「相談支援人材の広域的基盤強化」や「社会福祉法人等と連携した人材確保・定着支援」など、個別ニーズに沿った運用を、全国展開に向け3年程度の期間で集中的に実施する（「こども・若者支援人材バンク」は自治体が福祉系学部を有する大学等と連携して運営。①は必須、②～④は任意で実施）。

① こども・若者支援人材バンクの運営等

ア：児童福祉司等を目指している者等に対する相談支援
 イ：児童相談所等における求人情報の収集・管理及び児童福祉司等を目指している者等に対する情報提供
 ウ：児童福祉司等の求職情報の収集・管理及び児童相談所等への情報提供
 エ：児童相談所等での実習やインターンの受け入れ調整
 オ：その他こども・若者人材バンクの運営等に必要な取組

② 定着支援コーディネーターの配置

「定着支援コーディネーター」を配置し、児童福祉司等が就業を継続するための相談支援や、就職1年目の児童福祉司等を対象とした独自研修、就業先幹部職員向け人材定着勉強会等を開催し、定期的にフォローする体制を確保するなど、定着に向けた支援を行う。

③ 認知度向上のための普及啓発

「こども・若者支援人材バンク」の認知度を向上させ、積極的な活用を図るための広報や、取組内容等を紹介するシンポジウムの開催、集客力の高い施設やイベント等での出張相談会の開催等を行う。

④ システムの導入及び利活用

求人や求職に関する情報（求人募集中の職場の様子、実習受入情報、先輩職員の就職活動経験談、求職者の動向等）を集約したシステム等を導入・利活用することで、「こども・若者支援人材バンク」の効果的かつ効率的な運営を図る。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

【補助率】国：10/10

【補助基準額案（1自治体当たり）】 ①12,898千円 ②6,685千円 ③4,900千円 ④7,000千円

① <児童相談所職員の採用・人材育成・定着支援事業>	令和9年度概算要求額	0.3億円	(0.3億円)
② <児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金>	令和9年度概算要求額	233億円の内数	(161億円の内数)
③ <こども政策推進事業委託費>	令和9年度概算要求額	0.8億円	(0.8億円)

事業の目的

- 児童相談所においては、これまでも、児童虐待防止対策総合強化プランに基づき児童福祉司等の増員を図ってきているが、急速に人材確保を進めてきたことから、経験の浅い児童福祉司等が占める割合が高くなっている※1。さらに、過大な業務量に加え、児童相談所の対人援助業務は心理的な負担も非常に大きいと、心身の不調で長期休暇を取得したり、退職する者も多い※2。
- ※1 勤務年数3年未満の児童福祉司が47%、勤務年数3年未満の児童心理司が43%（いずれも令和7年4月時点）
- ※2 令和3年度の調査研究によれば、管内の児童福祉司について、令和2年度にメンタルヘルスの悪化を理由とする1か月以上の休職者がいると答えた自治体が56.8%、業務の困難さを理由とする途中退職者がいたと答えた自治体が25%。
（労働安全衛生調査（令和2年度）によれば、連続1か月以上休業した労働者がいた（派遣労働者含まず。）全国の事業所（全業種）の割合は7.8%、退職した労働者がいた事業所の割合は3.7%であり、児童福祉司は他の職種と比べて休職者や退職者が多いことが読み取れる。）
- 児童虐待相談対応件数は依然として多く、今後も更に採用を増やしていく必要があるが、児童相談所の業務への理解不足等もあり新規の採用自体も厳しいことに加え、採用ができたとしても引き続き人材育成や定着が図られないままでは児童相談所の業務負担を解消することは困難であり、児童相談所の採用・人材育成・定着を支援することは喫緊の課題となっている。
- こうした状況を踏まえ、児童相談所がこどもを守るための本来の機能を十分に発揮できるよう、全国の児童相談所における採用・人材育成・定着の支援のための体制強化を図る。

事業の概要

【事業内容】

① 全国の児童相談所職員の採用・育成・定着に向けた仕組みの構築

以下の取組を実施。

- ・ 児童相談所職員（児童福祉司、児童心理司、一時保護施設保育士、児童指導員）の業務の魅力発信【採用支援】
- ・ 職員間の交流コミュニティにおけるノウハウ共有の促進【人材育成支援】
- ・ 児童相談所職員向けのオンライン相談・ピアサポートの実施【人材定着支援】

② 児童相談所への定着支援アドバイザーの配置

各児童相談所における個別面談等を通じて燃え尽き等を防止するための定着支援アドバイザー（心理職等）の配置を支援。【人材定着支援】

③ VR等を活用した研修システムの整備

全国の児童福祉司、児童心理司等としての実践的な研修機会を確保するため、困難家庭への家庭訪問などテーマ設定に応じた研修システムを整備。【人材育成支援】

実施主体等

- 【実施主体】 ①：民間団体（公募により選定） ②：都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ③：民間団体（委託）
- 【補助率】 ①：国10/10 ②：国1/2（都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2） ③：国10/10
- 【補助基準額案】 ①：27,578千円 ②：児童相談所が2か所以下の自治体 2,332千円、児童相談所が3か所以上の自治体 4,664千円
③：79,998千円

＜安心こども基金を活用して実施＞

事業の目的

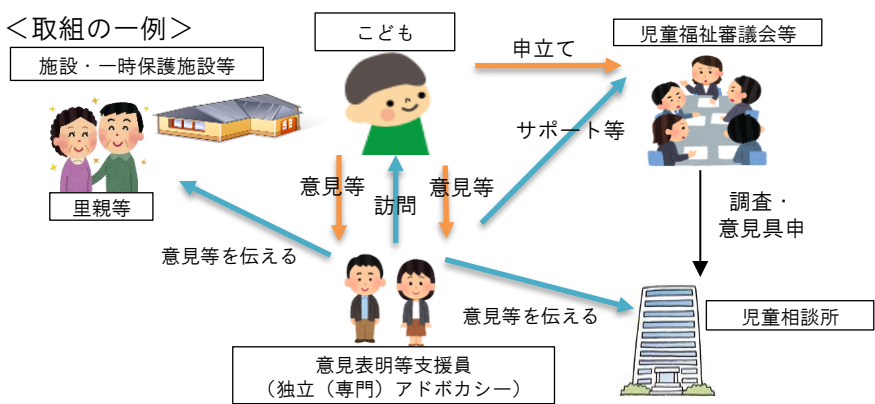
- 令和4年児童福祉法等改正法では、社会的養護に係るこども権利擁護の強化を図るため、こどもの意見表明等支援事業が創設されるとともに、こどもの権利擁護に係る環境整備（こどもの申立てに基づき児童福祉審議会等による調査審議・意見具申を行う等）が都道府県等の業務として規定された。
- このため、各都道府県等や必要に応じて市区町村において、こどもの権利擁護のための取組が積極的に実施され、全国的に社会的養護に係るこどもの権利が守られる体制の構築が進むよう、新たな補助を創設する。

事業の概要

- ①意見表明等支援事業
一時保護施設や里親家庭・児童養護施設等において、児童相談所等から独立した立場にある意見表明等支援員が、こどもの求めに応じたり、定期的に訪問すること等により、こどもが施設等での生活における悩みや不満、措置の内容に関する意見等を形成し、関係機関に対し表明することを支援する仕組みを構築する。実施主体である都道府県等において、意見表明等支援員の確保、養成、実施体制の構築を図る。
- ②こどもの権利や権利擁護のための仕組みに関する周知啓発
こどもの権利や権利擁護に係る取組について、パンフレットや権利ノートを提供するなどして、こどもに対してわかりやすく説明するとともに、里親・施設等関係者に対しても周知啓発・理解増進を図る。また、意見を申し出るための葉書を配布する等によりこどものアクセシビリティを確保する。
- ③こどもの権利擁護機関の整備
社会的養護に係るこどもからの申立てに応じて、児童福祉審議会又はその他の権利擁護機関が、関係機関やこどもへの必要な調査を行った上で審議をし、関係機関に対して意見具申等を行う仕組みを整備することで、こどもからの申立てを契機に個別ケースの救済が図られる道筋を確保する。

実施主体等

- 【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村（①以外）
- 【補助基準額案】 ① 5,995千円
※活動回数に応じて加算
（加算1）2,990千円 （加算2）5,981千円
② 1,735千円 ※②単独は不可
③ 児童福祉審議会の場合 4,180千円
その他の権利擁護機関の場合 5,341千円
- 【補助率】 国：1/2
都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村：1/2



<安心こども基金を活用して実施>

事業の目的

- 令和4年児童福祉法等改正法により親子再統合支援事業が都道府県等の事業として新たに規定された。
- 親子再統合支援(=親子関係再構築支援)は、虐待等により傷ついた親子関係の再構築を図るために、家族の状況や課題等に応じ、こども、親、家族、親族等に対して行われる総合的な支援であり、都道府県等が推進役となり、児童相談所と、市区町村や施設等の関係機関、民間団体等の多様な主体が協働して、重層的・複合的・継続的な支援を行える体制を構築していくことが必要である。
- このため、都道府県等が親子関係再構築支援全体を適切に行えるよう、支援メニューの充実や支援体制の強化を図るための新たな補助を創設する。

事業の概要

① 親子関係再構築支援員の配置

親子関係の再構築のために必要となる総合的な支援を提供していくためには、児童相談所が多様な主体（市区町村・関係機関（施設、里親、児童家庭支援センター等）・民間団体）と協働しながら本事業を進めていくことが重要であることから、児童相談所に他機関との連絡調整（他機関における支援の状況等の確認、支援方針の共有など）や親子の面会・外出等の補助を行う親子関係再構築支援員を配置する。

② 親子関係再構築支援事業

カウンセリング

精神科医等の協力を得て、こどもや保護者等に対してカウンセリングを実施する。

家族療法・保護者支援プログラム

こどもを含む家族全体に対するアプローチによる援助や保護者がこどもとの適切な関わり方等を学ぶプログラムを実施する。

ファミリーグループカンファレンス

こどもや保護者、親族などが主体的に問題解決の方法を話し合い、支援方法について検討する場を設ける。

宿泊型支援

離れて生活する親子に対して、宿泊等をしながら生活訓練や親子関係改善のためのプログラム等を行うとともに行動観察を行い、必要な支援を行う。

スーパーバイズ

学識経験者等から、親子関係再構築支援について専門的技術的助言や指導等を受ける。

③ 保護者支援プログラム等資格取得支援事業

児童相談所等の職員がより効果的な保護者支援を行うことができるよう、専門的な知識及び技術の習得を図る。

④ 親子関係再構築民間団体育成事業

保護者支援プログラムなどの親子関係再構築支援の実施を受託できる民間団体を育成するため、民間団体にアドバイザーとして有識者を派遣したり、先駆的な取組を行う民間団体で研修を受けたりするための補助を行う。

実施主体等

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

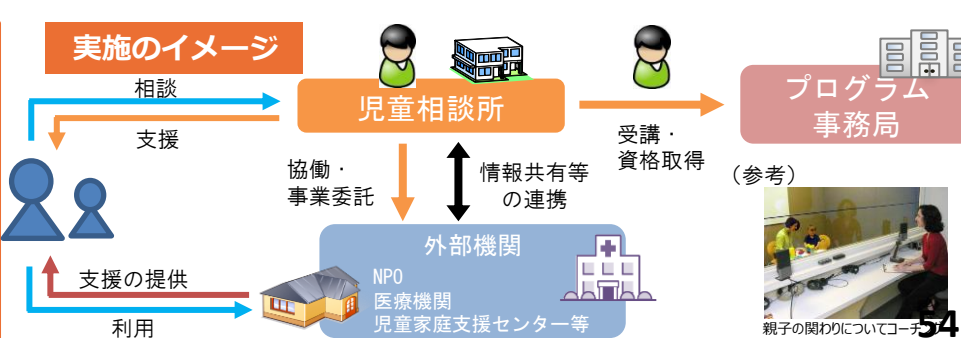
【補助基準額案】

（①～③児童相談所1か所当たり、
④都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり）

①7,056千円 ②12,400千円 ③500千円 ④1,253千円

【補助率】

国：1/2
都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

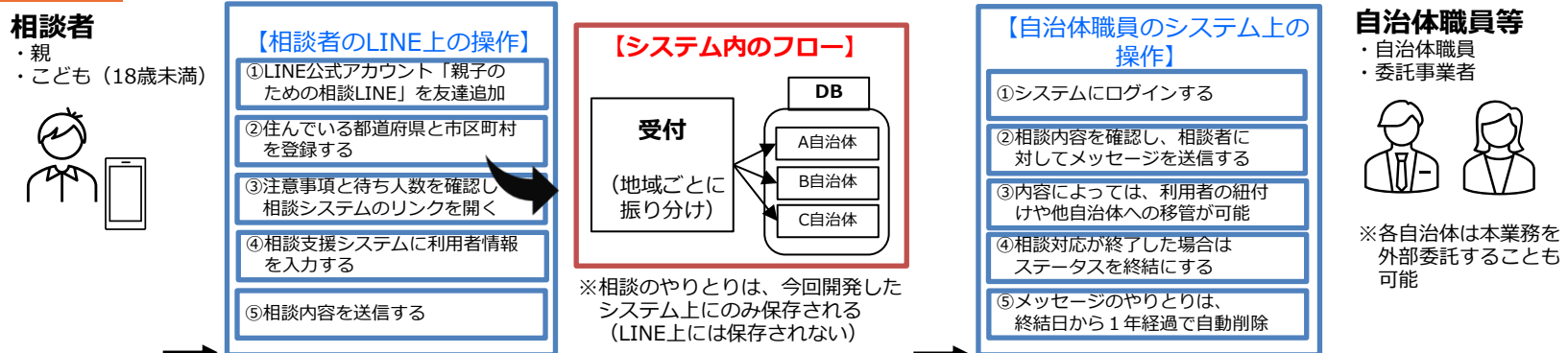


項：情報通信技術調達等適正・効率化推進費 目：情報処理業務庁費
令和9年度概算要求額 4.6億円 (デジタル庁一括計上)

事業の目的

児童虐待防止の観点から、こどもや家庭がより相談しやすくなるよう、SNSによるアカウントを開設し、相談内容を各自治体（又は各児童相談所）に自動的に転送した上、相談に対応する仕組みを構築する。（令和5年2月より順次、運用を開始）

事業の概要



(※) 自治体は、原則としてLGWAN及び閉域網を経由して接続。委託先事業者は、専用端末から閉域網等を経由して接続。

拡充

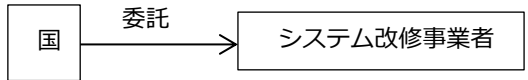
- ①保守・運用業務
システムを安定的に運用するため保守・運用を行う。
- ②改修業務
・画像情報（支援プラン等）を相談者へ送付する機能の追加
現在のシステムでは画像情報を送信することができない。画像情報（支援プラン等）を送付できるようになることで、より分かりやすく、多くの情報を相談者に伝えることができるようになり、相談支援の質を向上させることができるため、画像情報を送付できるよう改修を行う（機能の改修）。
・相談履歴確認時の閲覧性や検索性を向上させる機能の改修
相談履歴を確認する際に、利用者の情報を迅速に把握できるようにするため、相談の一覧の画面の検索性や閲覧性を向上させる改修を行う（機能の改修）。

拡充

- ③ガバメントクラウド移管を見据えたシステム要件定義
セキュリティの向上等の観点からガバメントクラウドへ移管するため、移管の方針等を策定する。

実施主体等

【実施主体】 民間事業者 【補助率】 国：10/10 【資金の流れ】



項：情報通信技術調達等適正・効率化推進費

目：情報処理業務庁費

令和9年度概算要求額 8.4億円

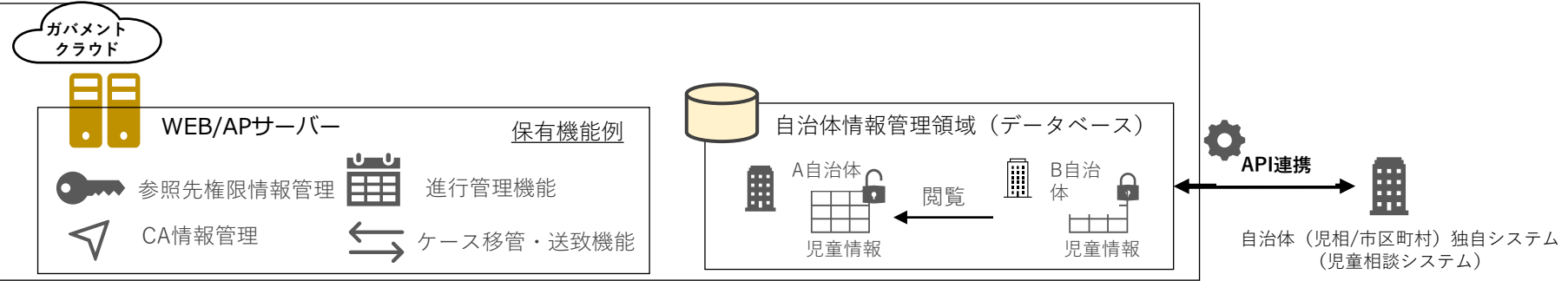
(デジタル庁一括計上)

事業の目的

- これまでに発生した重篤な児童虐待事案において、転居した際の自治体間における引き継ぎや、児童相談所と市町村の情報共有が不十分であったことが課題として挙げられていることから、要保護児童等が行方不明となった場合や転居した場合に児童相談所間で迅速かつ確に情報共有を行い、リスクの共有を図るとともに、児童相談所と市区町村において必要な情報共有を行うことができる仕組みが必要。
- 令和3年9月より稼働していた要保護児童等に関する情報共有システムは令和9年9月にシステム更改期限を迎えることから、令和9年4月から次期システムの稼働を開始し、令和9年4月から9月までを移行期間として令和9年10月に完全切替えを行う。

事業の概要

Point 現行システム運用上の課題を踏まえた機能向上を図ることによりユーザビリティを高め、更なる活用促進を図る。

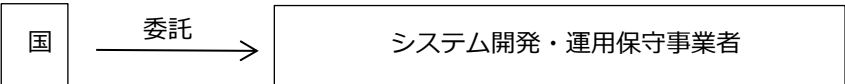


新機能例

1. 自治体が導入している独自システム（児童相談システム）とAPI連携を実現することで、データ入力の手間や時間を効率化。
2. 要保護児童対策地域協議会における進行管理機能等を搭載することで、タイムリーな情報共有及び会議準備の効率化を実現。
3. ガバメントクラウドに構築することで、高いセキュリティ環境での自治体間のデータ授受を実現。
4. 音声マイニング等AIツールと統合し、より業務に密着したシステムを目指すとともに、同ツールの生成AIモデルのアップデート等を行う。

実施主体等

【実施主体】 民間事業者 【補助率】 国：10/10 【資金の流れ】



<児童虐待防止対策推進事業委託費> 令和9年度概算要求額：2.2億円（2億円）

事業の目的

- 全国の児童相談所の児童虐待相談対応件数は依然として高い状況にあり、また、こどもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき喫緊の課題である。こうしたことを踏まえ、**児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）**において、**体罰が許されないものであることが法定化され、令和2年4月から施行**されているところである。本事業では、年間を通じて、また**毎年11月に実施される「秋のこどもまんなか月間 オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」**においては特に集中的に、児童相談所虐待対応ダイヤル「**189（いちばやく）**」、「**親子のための相談LINE**」、「**体罰等によらない子育て**」等をはじめとした児童虐待防止に関する様々な広報展開を行うことにより、児童虐待問題や体罰等によらない子育て等に対する社会的関心を高め、もってその推進に寄与することを目的とする。
- 「ヤングケアラー」は、中高生を対象に令和6年度までの3年間を「集中取組期間」として社会的認知度向上のための取組みを実施した。認知度向上の次の段階として、ヤングケアラーの置かれる状況や気持ち、必要とされる支援に関しても、広く理解を深めていく取組を継続して啓発する必要がある。また、ヤングケアラーがケアする家族についても理解を深め、困難な際には他者を頼ってよいと思えることや、周囲がヤングケアラーに気づき、必要な支援につないでいくことを目的とする。

事業の概要

【広報啓発内容】

- クリエイティブ（ポスター・リーフレット）の制作、印刷、梱包・発送
 - クリエイティブ（普及啓発動画等）の制作、発信・展開
 - 特設Webサイトの運営及び運用保守、コンテンツの追加・更新 等
- ※ 事業者等の提案に基づき、事業実施予定。

（参考）



令和7年度：クリエイティブ

実施主体等

実施主体：国（公募により、委託事業者を選定）

<児童虐待防止対策推進事業委託費> 令和9年度概算要求額：2.2億円（2億円）

事業の目的

- 児童虐待相談対応件数は依然として多く、また、経験の浅い児童福祉司等が占める割合が高くなっていることや、過大な業務量に加え、児童相談所の対人援助業務は心理的な負担も非常に大きいため、心身の不調で長期休暇を取得したり、退職する者も多いことから、人材確保・人材定着は喫緊の課題となっている。
- 人員以外の面においても、一時保護の長期化や定員超過等の課題も生じている。
- そのような中、国の支援事業の活用における各自治体の取組事例の発信、通知やガイドライン等から系統的・効率的に情報収集するためのサイト内検索機能の拡充を望む声や、児相や自治体をまたいだ児相職員同士のピアサポートの場の創出が求められている。
- これらを踏まえ、国-自治体間や児相職員間の双方向のやりとりが可能なコミュニケーションの場を設け、上記課題の解決につなげる。

事業の概要

- 国-自治体間や児相職員間の双方向のやりとりが可能なコミュニケーションの場を創出するため、児童相談所主管課職員及び児童相談所職員向けのポータルサイトを構築する。

<想定機能>

- ・国の支援事業の体系的な整理
- ・自治体別の支援体制の見える化
- ・自治体の好事例紹介
- ・児相職員同士のオンライン交流
- ・過去の通知や事務連絡検索機能 等

一般公開サイト

新着お知らせ＆一般公表資料

お知らせ

※運用コストを抑えるため必要最小限の機能に限定。

ログイン（児相職員・本庁主管課職員のみ）

自治体（児相関係者）限定公開サイト

児童相談所主管課（本庁）向けページ

児相を取り巻く環境/実態

（支援体制の見える化）

児童虐待防止対策等
総合支援事業

国からの通知/事務連絡
検索機能

調査研究結果＆好事例紹介

児童相談所職員向けページ

ピアサポート支援

- ・オンラインコミュニティ形成
- ・自主勉強会
- ・ナレッジ共有

研修情報

- ・虹センター/あかし研修情報

AIチャットボット

実施主体等

実施主体：国（公募により、委託事業者を選定）

<見守り体制強化促進のための広報啓発事業費補助金> 令和9年度概算要求額 8百万円（8百万円）

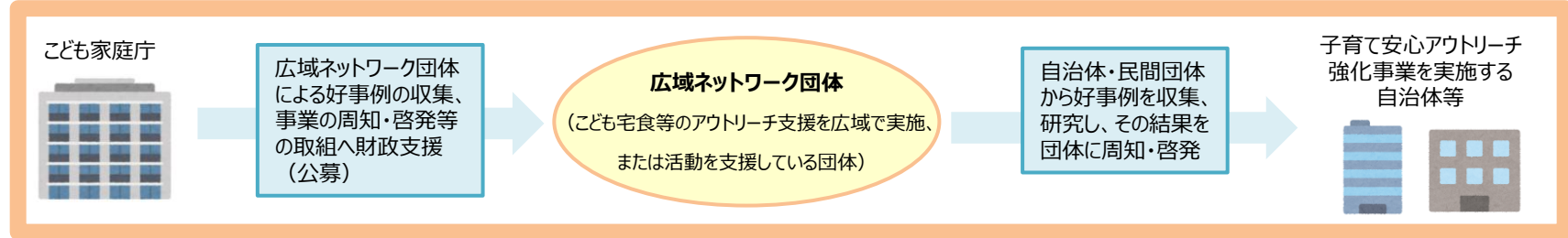
事業の目的

支援が必要な子供や家庭を対象に養育環境の把握や食事の提供等の多様なアウトリーチ手法によって、地域においてアウトリーチによる支援を行うNPO法人等の民間団体に対して、広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体（以下「広域ネットワーク団体」という。）が、ネットワークの中での好事例に加え、自治体との協働による事業化の事例を集約・周知することで地域の見守り体制強化の促進に寄与することを目的とする。

事業の概要

以下の①及び②の事業を行う。

- ① 地域における見守り体制を強化することを目的として、加盟又は支援している民間団体等や、他の全国組織団体において実施されている取組を調査・研究する。
- ② 既にアウトリーチ支援を事業化し実施している自治体における導入事例に関する実施団体等の調整などについて調査・研究する。
- ③ ①及び②により把握した好事例を加盟又は支援している民間団体等に紹介し、必要に応じて、その取組を実践しようとする民間団体等に対し助言等を行う。



実施主体等

以下の(1)及び(2)を満たす民間団体

- (1) こども宅食等のアウトリーチ支援を実施する事業者に対して、運営支援や物資支援等の活動を行う団体であり、原則として、これらのアウトリーチ支援活動、子育て支援に関する周知・啓発活動、要支援児童等及びその家族への支援に関する活動のいずれかについて1年以上の活動実績を有すること。
- (2) 全国規模又は複数の都道府県にまたがって活動するなど広域的な活動を行っている団体であり、原則として次のいずれかに該当していること。
 - ① 複数の都道府県において、現にこども宅食等のアウトリーチ支援を実施する事業者等に対する支援活動を行っていること。
 - ② 各都道府県においてこども宅食等のアウトリーチ支援を実施している団体（以下「民間団体等」という。）が20団体以上加盟し、かつ、加盟する民間団体等の活動範囲が5以上の都道府県にまたがっている団体であること。

【補助基準額案】 1団体当たり3,808千円 【補助率】 定額

3. 子ども・若者総合相談センター等による困難を有する若者への相談支援機能強化

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和9年度概算要求額 233億円の内数（161億円の内数）

事業の目的

- 困難を有する若者への支援は、児童への支援と比較して自治体における対応状況に課題があり、若者への支援を全国に広げることが急務である。
- 困難を有する若者は複合的な課題を有するほか、過去の経験等から行政や支援者への不信感を持つ者や、対人関係・援助希求を苦手とする若者も多いことから、その支援に当たっては、まず安心して話ができ、一度支援が終わった後にも戻って来られるような関係性や場を整える必要がある。
- また、家庭等に居場所がないこども・若者については、そのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、一時保護や施設入所等に代わる新たな宿泊可能な安全な居場所の確保も必要である。
- さらに、15歳・18歳の切れ目など、所属や支援機関が変わるタイミングで支援が途切れることで若者が頼れる先が無くなりやすいことが指摘されており、継続的に支援を必要とする若者と、所属が無くなる前から関係性を構築し、伴走型の支援を行う必要がある。

事業の概要

1 地域における若者支援体制強化

（1）困難を有する若者への相談・伴走支援機能強化

官民が連携し、困難を有する若者とのコンタクトポイントを確保して効果的に相談につなげるための信頼関係を構築するとともに、必要な支援を提供するためのコーディネートや、子ども・若者総合相談センターやこども家庭センター等の地域の機関・団体等において行うもの。

● 市区町村における相談支援

- ① 若者をつなぎ、安心して困り事等を話せる関係を作るための取組（若者向けスペースの運営、若者向けイベント実施、校内カフェの実施等）
- ② 伴走的サポートのための取組（支援計画の作成、同行支援、フォローアップ等）
- ③ 地域資源の開拓・連携、広報啓発等
（地域資源マップの作成、若者支援サポーターの養成、地域住民への広報啓発活動等）

● 都道府県における相談支援

- ① 管内若者支援の充実に向けた取組
- ② 管内地域資源の開拓・連携、広報啓発等

● 専門的な職員の配置加算（心理専門職、弁護士、地域連携コーディネーター）

（2）虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する若者等へのアウトリーチ支援

生活援助物資の配布・配送及び相談支援の実施を通じて、自治体・支援機関等が困難に直面する若者等とつながりを持ち、若者等が困ったときに相談できる関係性の構築・維持を行うもの。

- ① フードパントリー等の配布イベント、自宅等の居場所への配送等
- ② 配布イベントや配送時における相談支援、子ども・若者総合相談センター等の相談窓口での電話・SNS・窓口相談



（3）こども若者シェルター・相談支援

親からの虐待等に苦しみ、家庭等に居場所がない10代～20代のこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）に補助を行う。 ※①及び②の基本相談は必須、その他は加算対応

- ① こども・若者に対し、宿泊又は夜間帯の利用が可能な居場所（数日～2か月程度）の提供
- ② ①を利用するこども・若者に対し、基本相談、心理カウンセリング、就労・就学支援、弁護士、医療機関連携によるサポートの提供



2 制度のはざままで支援が途切れやすい若者支援モデル事業

（全国展開に向け3年程度の期間で集中的に実施）

地域において、制度のはざままで支援が途切れやすい若者（少年院出院者、要対協での終結ケース等）と支援制度が途切れる前からつながり、次の支援につなぐための取組及び効果的な実施方法に係る検証を行うモデル事業を実施する。



【実施主体】

- 1 (1)、2 都道府県、市区町村（指定都市・中核市含む）
- 1 (2) 都道府県、指定都市
- 1 (3) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】

- 1 (1) 国：2/3、実施主体：1/3
- 1 (2)、(3) 国：1/2、実施主体：1/2
- 2 国10/10

【補助基準額案】

1 (1) 相談支援機能の強化

都道府県：①～②のうち2メニュー実施：23,722千円、1メニュー実施：17,183千円
 市区町村：①～③のうち3メニュー実施：16,183千円、2メニュー実施：9,643千円
 加算分：1か所あたり 9,050千円

※都道府県は、若者支援未対応の管内市区町村を含め、
 広域の支援機能強化を想定した基準額

(2) 虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する若者等へのアウトリーチ支援

都道府県：78,774千円
 指定都市：47,445千円

(3) こども若者シェルター・相談支援

1か所当たり 基本分：20,623千円
 加算分26,653千円

2 制度のはざままで支援が途切れやすい若者支援モデル事業

都道府県・市区町村：15,921千円

こども・若者支援パッケージ

- ① 多様なコンタクトポイントから、様々な若者とのつながりを持ち、自身のことを安心して話せるような信頼関係を構築
- ② 若者の相談に応じ、抱える困難やニーズを把握
- ③ 子ども・若者総合相談センター等が連携しながら、地域資源を活用して必要な支援につなぐ。
- ④ 必要に応じて地方公共団体の居住支援の取組と連携したり、緊急的に安全な居場所が必要な場合はこども・若者シェルターを活用したりする。

つながる・信頼関係構築・悩み等の把握

① (コンタクトポイント)

虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する若者等へのアウトリーチ支援

生活援助物資の配布等
= 生活基盤の支え

相談のきっかけ

各関係機関

中学・高校 要保護児童対策地域協議会
こども家庭センター 少年院 等

地域の多様な居場所

地域こども・若者の生活支援強化事業
(R9～赤字箇所明記)

※困難を有する若者を早期に発見し、
支援につなげる居場所

対面

オンライン

校内カフェ ユースセンター アバター 等

ハブ機能

ニーズの整理・
支援計画作成 等

地域における若者支援
コーディネート事業

・法律相談、心理相談
(R9～配置加算)

子ども・若者
総合相談センター

コーディネーター
配置 (R9～)

地元企業等
UR団地等
社会資源開拓

伴走型支援 ③

③ 伴走型支援

個別支援

各機関につながるまでの日常的な助言・居場所の提供、
同行支援、つないだ後のフォローアップ等

こども・若者シェルター

- ・安全な宿泊できる居場所
- ・就労、就学支援等の個別支援
- ・R9～医療機関連携



居住
支援

職業的
自立・
就業
支援

健康
相談

修学・
進路
支援

生活
環境
改善

《属性を問わない総合的な支援》
= 他分野の専門機関や地域・民間と連携して支援を提

子ども・若者支援地域協議会

生活困窮者支援

サポステ・
ハローワーク

精神保健福祉
センター等

教育委員会

福祉事務所等

地域における若者支援コーディネート事業の見直しイメージ

R8予算額

○地域における若者支援コーディネート事業 【296,630千円】①

(1) 困難を有する若者への相談支援機能強化

〈都道府県〉

〈市区町村〉

- | | |
|--------------------------|--|
| ① 管内若者支援の充実に
向けた取組 | ① 若者をつながり・安心し
て困り事等を話せる関係
を作るための取組 |
| ② 管内地域資源の開拓・連
携、広報啓発等 | ② 管内地域資源の開拓・
連携、広報啓発等 |
| | ③ 地域資源の開拓・連携、
広報啓発等 |

(2) 制度のはざままで支援が途切れやすい若者 支援モデル事業

○虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等 へのアウトリーチ支援事業 【329,599千円】②

○ こども若者シェルター・相談支援事業 【182,942千円】③

統合

統合

R9概算要求額

○地域における若者支援コーディネート事業 【825,844千円】 (①+②+③+加算メニュー額+申請数見合いの増要求分)

(1) 地域における若者支援体制強化

メニュー1

困難を有する若者への相談・伴走支援機能強化

〈都道府県〉

〈市区町村〉

- | | |
|--------------------------|--|
| ① 管内若者支援の充実に
向けた取組 | ① 若者をつながり・安心し
て困り事等を話せる関係
を作るための取組 |
| ② 管内地域資源の開拓・連
携、広報啓発等 | ② 管内地域資源の開拓・
連携、広報啓発等 |
| | ③ 地域資源の開拓・連携、
広報啓発等 |

○加算メニュー 【101,743千円】
ア 心理、法律専門職配置加算
イ 地域連携コーディネーター配置加算

追加

メニュー2

(虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する若者等への
アウトリーチ支援事業)

メニュー3

(こども若者シェルター・相談支援事業)

+増額(賃料引き上げ 20万円→25万円/月)
+加算メニューの追加(医療従事者との連携 3万円×52週)
→【約2,697千円】

追加

(2) 制度のはざままで支援が途切れやすい若者 支援モデル事業

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和9年度概算要求額 222億円の内数（203億円の内数）

事業の目的

- 多様かつ複合的な困難に直面するこども・若者に対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所（こども家庭センター・放課後児童クラブ・公民館・商店街等）の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要なこども・若者を早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、こども・若者に対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とするこども・若者（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されているこども・若者等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

事業の概要

ア 通常実施型（開催頻度等の要件なし）

食事（こども食堂等）やこども用品（文房具、生理用品、おむつ等）の提供等を行う
➤ 長期休暇期間に通常より活動回数を増加した場合には加算を実施（※1、2）

イ 長期休暇期間集中実施型（開催頻度等の要件あり）

長期休暇期間中に集中的に、暑さ等対策の整った安全な居場所で食事を提供（居場所モデル）、又はこども宅食やフードパントリーの実施による食事支援（宅食等モデル）を実施

ウ 体験・交流・学習支援提供型

多様な人物との出会いを通じて将来像を考える機会や屋外活動等様々な体験機会の提供、学習支援を行う

エ 備品等購入支援

- ① 立上げ支援：既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所での立上げ等を支援する
- ② 継続支援：こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する

オ 環境整備支援（地域でこども等を支援するための仕組みづくり）

相談窓口の設置やコーディネーターの配置、地域のこども等の支援ニーズを把握するための研修等を行う

カ その他上記に類する事業

○要支援児童等支援強化加算

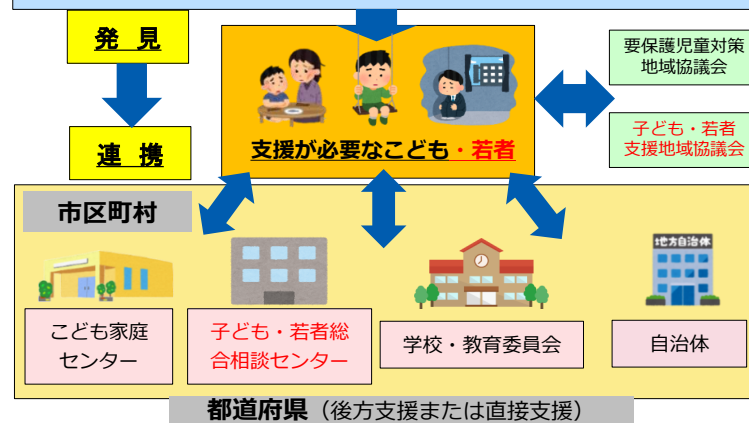
ア～カのいずれかの実施に加え、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されているこども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う場合には加算を実施

注1：ア～カを組み合わせ実施可能（エは①又は②いずれかのみ）

注2：アを実施するこども食堂等がイを実施することも可能

福祉・教育施設、地域における様々な場所

・支援ニーズを把握するための研修、地域人材をコーディネーターとして配置



実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村（特別区を含む）

【補助率】 国：2/3又は1/2、都道府県・市町村：1/3又は1/2

※補助率2/3の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体のみ

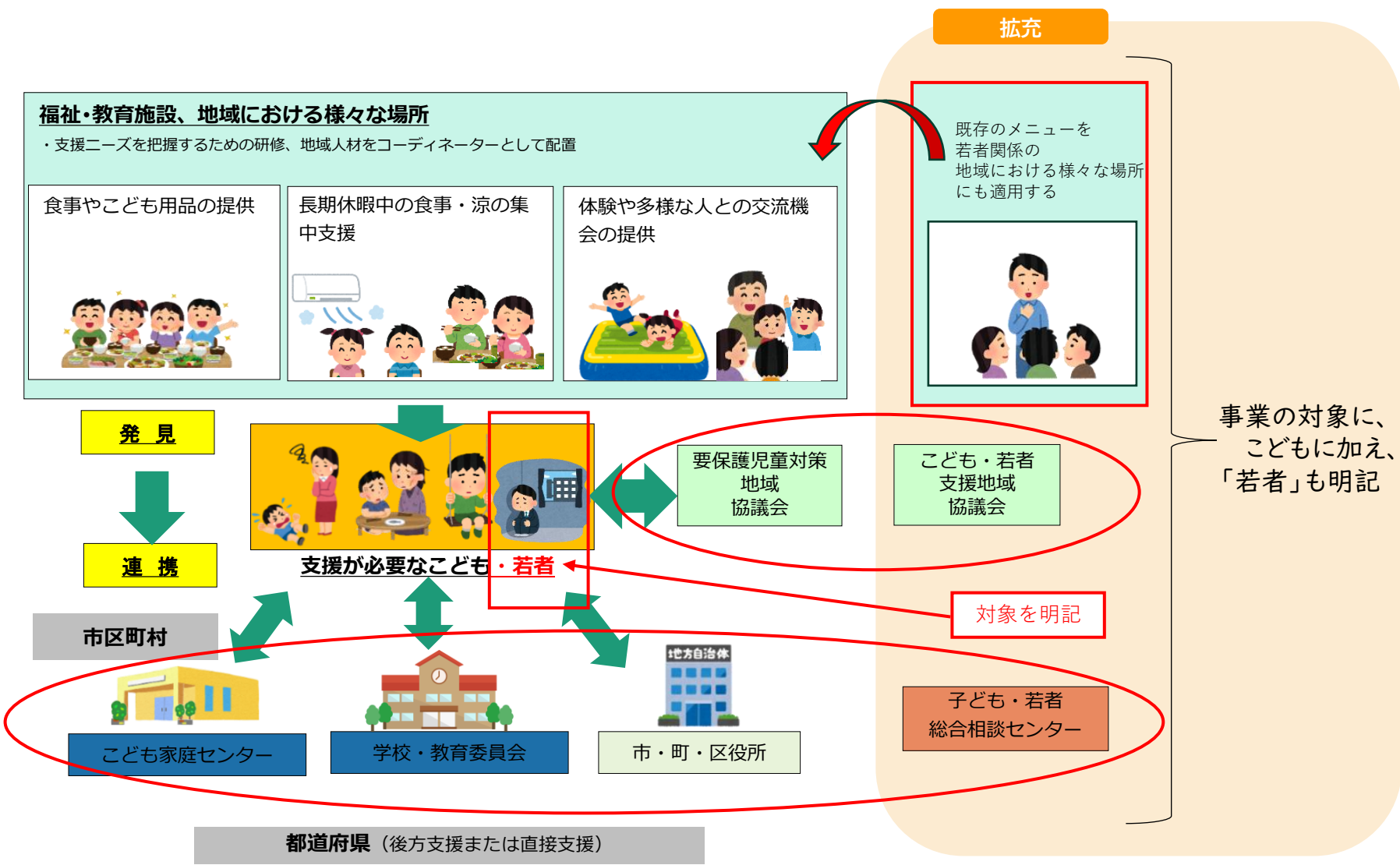
財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある

【補助基準額案（1箇所当たり）】 最大16,312千円 要支援児童等支援強化加算と合わせて最大19,163千円

ア：3,390千円 ※1 長期休暇期間に通常より活動回数の増加を図った場合の加算：1,000千円 ※2 アを実施するこども食堂等がイを実施する場合は、アの加算は実施しない

イ：4,320千円 ウ：4,080千円 エ①：1,520千円 エ②：300千円 オ：3,002千円 カ：ア～オに準じる ○要支援児童等支援強化加算：2,851千円

○地域こども・**若者**の生活支援強化事業（母子家庭等対策総合支援事業費補助金）の拡充について



<こども政策推進事業委託費> 令和9年度概算要求額 0.4億円 (0.4 億円)

事業の目的

困難を抱えるこども・若者に対する分野横断的な支援体制である「子ども・若者支援地域協議会」（以下「協議会」という）及びこども・若者の相談にワンストップで応じる拠点である「子ども・若者総合相談センター」（以下「センター」という）の設置促進や機能の向上を図る（※協議会・センターともに子若法により地方公共団体に設置の努力義務有り）とともに、アウトリーチ（訪問支援）等の支援に従事する者の養成等を図る。

事業の概要

【事業概要】

- ・協議会・センターの設置促進等に向けた地方公共団体への支援の実施 ①
- ・既設の協議会・センターの代表者会合、未設置地域等での啓発会合の開催 ②
- ・アウトリーチ（訪問支援）等に従事する者の資質向上等を目的とした研修の実施 ③

【具体的内容】

〔①関係〕

・協議会・センターに係る支援を希望する地方公共団体を公募・選定し、アドバイザーから助言を受ける機会の提供や、都道府県が基礎自治体を対象に開催する講習会の開催等への支援を実施。

〔②関係〕

・協議会・センターの運営の中心を担う者の参集を求め、意見交換・グループワーク等を通じて全国レベルでの課題の共有や相互連携の深化を図る代表者会合（全国サミット）を開催。また、協議会・センターの未設置地域等において、困難を有するこども・若者の現状や支援の必要性について理解を促進するための広報啓発会合を開催。

〔③関係〕

・ i)アウトリーチ（訪問支援）を実践する現場の支援員を対象とした研修、 ii)各地域でこども・若者の育成に関わる活動等を展開する機関・団体の若手職員等を対象した研修をそれぞれ実施。

実施主体等

実施主体：国

<こども政策推進事業委託費> 令和9年度概算要求額 5百万円（7百万円）

事業の目的

「こどもまんなか社会」の基本理念の実現に向け、これらの基本理念に沿う取組を実施する、こども・若者自身（団体又は個人）及びこども・若者、子育て家族等の支援者である団体又は個人を表彰することを通じ、こうした活動に対する国民の理解を増進させるとともに、当該団体や個人の活動をより活性化させることを目的とする。

事業の概要

都道府県等から推薦された候補者について、選考委員による検討や現地調査などを経て受賞者を決定し、以下の表彰事業（内閣総理大臣表彰・内閣府特命担当大臣表彰等）を実施

【未来をつくる こどもまんなかアワード】**●未来をつむぐ「こども・若者」部門【こども・若者（団体又は個人）が対象】****（表彰例）**

- ・清掃活動で収集した落ち葉を肥料として栽培した野菜のこども食堂への寄付、高齢者施設でのボランティア
- ・小学生向け体験型教室の運営、町の魅力発信のための地域貢献活動
- ・生理への理解・認知度を上げるための情報発信、男子生徒も含めた小中学生への出前授業 等

●未来へつなぐ「応援団」部門【こども・若者を支援する団体・個人が対象】**（表彰例）**

- ・子育て等の悩みを抱える者も含め様々な人々が気軽に立ち寄れるカフェ型居場所の運営、地域と共同しての出産祝い事業
- ・病気を抱えるこども・家族の思いに寄り添った支援の展開、交流支援ロボットの貸出し事業
- ・アレルギーを抱えたこどもを持つ保護者からの相談に寄り添った活動、被災地に赴いての支援 等

●こども・若者活動奨励章（活動事例紹介事業）

「未来をつくる こどもまんなかアワード」の被表彰者以外の被推薦者のうち、広く社会に紹介することがふさわしいと認められる団体又は個人を対象とする。

実施主体等

実施主体：国

4. ヤングケアラーに対する支援体制強化

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉 令和9年度概算要求額 233億円の内数（161億円の内数）

事業の目的

- 地方自治体において、支援を必要とするヤングケアラーの早期把握、関係機関の連携及び支援の提供に必要な体制の整備を図ることを目的とする。

事業の概要

1 ヤングケアラー実態調査・研修推進事業

- ① 実態調査・把握
 - ・ 都道府県は、市区町村と連携し、高校生世代を対象とした実態調査を行う他、主に18歳以上のヤングケアラーを把握することを目的団体に実態調査を実施
 - ・ 自治体専用のWebフォーム作成等の構築など調査方法の効率化を図る
- ② 関係機関職員研修
 - ・ ヤングケアラー支援に関する理解を深めるため、ヤングケアラーに関係する職員や機関・団体等向けの研修を開催

2 ヤングケアラー支援体制構築事業

- ① ヤングケアラー・コーディネーターの配置（18歳以上のヤングケアラーへの個別相談加算、訪問支援員の配置加算）
 - ・ ヤングケアラーを関係機関や民間支援団体等と連携して支援し、多機関と協力して支援の枠組みを構築する専門職として配置
 - ・ 18歳以上のヤングケアラーへの個別相談を含む業務を行うヤングケアラー・コーディネーターを配置
 - ・ 実態調査の回答結果に基づき、こども・若者や家族等との面談やアセスメント、支援等を行う訪問支援員を配置
 - ※ 訪問支援員の配置加算は、すでにヤングケアラー・コーディネーター（YCC）の予算を活用した自治体に限る。
- ② ピアサポート等相談支援体制の推進（イベント実施（レスパイト、自己発見等）加算）
 - ・ ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援を実施
 - ・ 進路やキャリア相談支援体制の構築、およびレスパイトや自己発見に寄与する当事者向けイベントを開催
- ③ オンラインサロンの設置・運営、支援
 - ・ ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援等を実施
- ④ 家事等通訳派遣（家事等派遣支援、外国語対応通訳支援派遣）
 - ・ ヤングケアラーのケア負担を軽減し、自分の時間を確保するため、家事や外国語対応等が必要な家庭に対し、家事派遣や通訳派遣等を実施
- ⑤ 専門職における相談支援
 - ・ 多様な専門職等による支援が提供されるよう、専門家による相談支援を実施

実施主体等

【実施主体】 都道府県	【補助基準額案】	2 ヤングケアラー支援体制構築事業
【補助率】 国 2 / 3 , 都道府県 1 / 3	1 ヤングケアラー実態調査・研修推進事業	① 19,040千円
又は国 1 / 2 , 都道府県 1 / 2	① 6,423千円	(18歳以上YC個別相談加算 8,331千円)
※ 補助率 2 / 3 の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体のみ。財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある。	(効率化加算 2,260千円)	(訪問支援員加算 4,342千円)
	② 4,228千円	② 8,277千円 (イベント加算 2,397千円)
		③ 4,426千円
		④ 家事等派遣 8,560千円 通訳支援 7,920千円
		⑤ 8,392千円

ヤングケアラー支援体制強化事業概要

①把握（コンタクトポイント）

学校、関係機関、地域等で
ヤングケアラーを把握

実態調査・把握

実態調査
効率化加算

- ・市区町村：学校等で調査・把握
- ・都道府県：高校生世代や18歳以上の調査・把握



関係機関職員研修

関係機関職員や市民等にヤングケアラーに関する研修を実施し、ヤングケアラーの理解を促進。早期把握につなげる。



早期把握・理解促進

情報連携

把握

支援

見守り

支える

ヤングケアラー



自立・社会参画

②情報集約・支援（ヤングケアラー支援体制構築）

ヤングケアラーやその家族の課題について情報を集約し、
関係機関等と連携した支援体制を構築

ヤングケアラー担当課



ヤングケアラー担当者
・情報の集約
・関係機関との連携窓口

ヤングケアラー・コーディネーター
・関係機関等との連携
・相談支援・助言等
・研修の実施等

訪問支援員配置加算
18歳以上の個別相談加算



関係機関

関係課

児童福祉
若者支援
生活福祉
障害福祉
高齢者福祉
教育委員会

地域等

福祉関係事業者
医療関係事業者
民生・児童委員
NPO等（こども食育等）
大学・専門学校
民間企業等

ヤングケアラー本人やケアの相手の関係機関等と連携し、
家庭まるとして支援する体制の構築

施策の活用

家庭まるとして支援

④見守る（ヤングケアラーへの見守り）

ヤングケアラーやその家族が悩みを相談できる窓口や、
ピアサポート等を通じて支援や継続的な見守りを実施

オンラインサロンの設 置・運営、支援

SNS等のICT機器を使用
したサロン等の実施



ピアサポート等相談支援体制の推進

支援者団体等が当事者の
悩みや進路やキャリア
相談等を実施



レスパイト・
イベント加算

③支える（ヤングケアラーの負担軽減）

ヤングケアラーのケア負担や心理的な負担等を軽減するために
直接的な支援を実施

拡充

家事等通訳派遣

ヤングケアラーが担
う家事や通訳を行う
事業者等を派遣



拡充

専門家による相談支援

医療、司法等の専
門職に相談する機
会を設け、心理的
負担を軽減



支援策の推進

意見聴取を推進し、分野横断的にヤングケアラーとその家族への切れ目のない支援を実施

ヤングケアラーが自らの希望に沿って将来の生き方を選択し、自立・社会参画できることを目指す

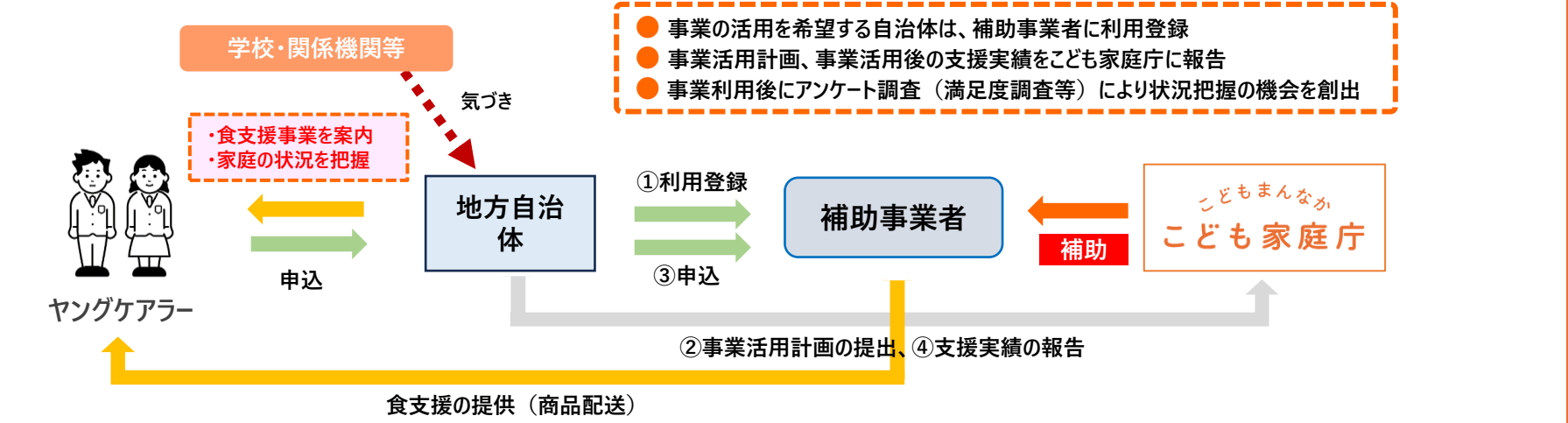
<民間企業等による自治体と連携したヤングケアラーへの食支援事業費補助金> 令和9年度概算要求額 0.2億円

事業の目的

家族や本人に困っている自覚がないことも多いヤングケアラー家庭においては、家庭に他人が入る支援への抵抗感が強いことなどから、ヘルパー派遣等の支援策を開始している自治体においても、個別支援の提供につながらないことが多く、自治体がヤングケアラー家庭との関係を構築するための「きっかけ」が必要な状況である。そこで、自治体が把握したヤングケアラーと思われるこども・若者と家庭について、自治体が具体的支援のコーディネートに必要な家庭の状況を把握するために、家庭が受け入れやすい支援（食支援）を自治体の求めに応じて提供する民間事業者等に対して、主に配送料等を補助する。

事業の概要

- 実態調査等により、学校や関係機関が把握したヤングケアラーの家庭について、事前に利用登録のあった自治体からの申込に応じて、ヤングケアラーとその家庭に対し、全国の自治体で活用でき、支援対象家庭が比較的受け入れやすい支援（食支援）を提供する。
- 家庭で家事などを担うこども・若者向けに簡単に作れる調理レシピを公開し、負担軽減を図る。



実施主体等

実施主体：民間企業・公益法人等（公募により2事業者を選定）
補助率：国（定額10／10相当）

<ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業費補助金>令和9年度概算要求額 0.1億円 (0.1億円)

事業の目的

表面化しにくいヤングケアラーの孤独・孤立を防ぎ、継続した相談・支援体制を構築するため、民間団体等で全国規模のイベントやシンポジウム等を開催し、地域ごとの当事者、支援者同士の相互交流を促すことにより、ヤングケアラーの相互ネットワークの形成を図る。

事業の概要

- ① 地方自治体に対するヤングケアラー支援に関する啓発
 - ② 地方自治体、ヤングケアラー、支援者・当事者団体との相互交流・発展
 - ③ ヤングケアラーに対する相談支援の推進、地方自治体による相談機能の強化 等
- ※ 民間事業者等の提案により具体的な内容を決定。

地域ごとの当事者、支援者が相互に交流し、悩みや課題を共有できる機会を設けることで、全国的な相互ネットワークを形成し、ヤングケアラーの孤独・孤立の防止することにつながる。

実施主体等

実施主体：法人（公募により選定）
補助率：国（定額 10/10相当）

5. その他

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和9年度概算要求額 233億円の内数（161億円の内数）

事業の目的

- 児童虐待防止対策、社会的養護、障害児支援など、特に支援が必要なこども等への支援に従事する福祉人材の確保、育成及び定着にかかる地域ごとの課題に応じた取組を支援することを目的とする。

事業の概要

- 従前の「児童虐待防止対策研修事業」、「児童福祉司等専門職採用活動支援事業」、「児童福祉司任用資格取得支援事業」、「定着支援アドバイザー配置事業」、「基幹的職員研修事業」、「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業」、「児童養護施設等体制強化事業のうち児童指導員等となる人材の確保」を再編した上で、新たに障害児支援、こども若者支援、自殺対策、いじめ防止分野における人材確保等の取組も対象として拡充を図る。
- 日常のこども支援業務に伴う心理的負荷が高い児童養護施設等に勤務する職員等に対し、メンタルヘルスケアを行うための心理職等の巡回相談などにより相談しやすい環境を整備するとともに、相談内容に応じて、施設等に対する必要な助言等を行う場合の加算を創設する。

（１）人材確保

ア.基本分

都道府県等において、福祉人材の確保に資する取組（学生向けセミナーやインターンシップの受け入れ調整などの採用活動や、児童福祉司などの任用資格取得支援、児童養護施設等への就職を検討している者等への施設説明会などの就職促進等）を実施。

イ.加算分

- ① 実習生に対する指導
児童福祉施設への就職を希望する学生が実習生に来る際、指導する職員にあたる職員の代替職員の雇上げを行う。
- ② 実習生の就職促進
実習を受けた学生の就職を促進するため、就職前に一定期間、非常勤職員として採用し、人材確保を図る。
- ③ 児童指導員等となる人材の確保
児童養護施設等において、児童指導員、母子支援員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、指導員の資格要件を満たすことを目指す者を補助者として雇上げ、将来的に児童指導員等となる人材の確保を図る。

（２）育成支援

ア.基本分

都道府県等において、福祉人材の育成に資する取組（児童福祉司任用前講習、要保護児童対策調整機関調整担当者職員研修、研修コーディネータの配置等）を実施。

イ.加算分

- ① 短期研修
各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進し、入所児童に対するケアの充実を図る。
- ② 長期研修
一定期間（１～３か月程度）、児童養護施設等の職員に対し、障害児施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア、家族関係訓練を実施している施設等において、専門性の共有化のための実践研修を行う。
- ③ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に必要な人材を育成するための研修
児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるうえで、必要な人材を育成するための研修を行う。

事業の概要

(3) 定着支援

ア.基本分

都道府県等において、福祉人材の定着に資する取組（ピアサポートを目的とした交流研修等の実施、職場環境改善に向けた助言・指導等を行う定着支援アドバイザーの配置等）を実施。

イ.加算分

① 児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施

児童養護施設等において児童相談所OB等を雇い上げ、職員が抱える悩み・ストレスを傾聴し、こどもの養育に関する相談支援等スーパーバイズを実施。

拡充

② メンタルヘルスケアの実施

児童養護施設等に勤務する職員等に対し、メンタルヘルスケアを行うための心理職等の巡回相談などにより相談しやすい環境を整備するとともに、相談内容に応じて、施設等に対する必要な助言等を行う。

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村・特別区

【補助率】 国：1／2、都道府県・市町村・特別区：1／2

【補助基準額案】 (1) 人材確保

	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	中核市	市町村、特別区
基本分 [1自治体あたり]	9,497千円	2,049千円	2,049千円
加算分			
実習生に対する指導 [実習1回当たり]			90千円
実習生の就職促進 [1日当たり]			4千円
児童指導員等となる人材の確保 [1人当たり]			4,506千円

(2) 育成支援

	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	中核市	市町村、特別区
基本分 [1自治体あたり]	12,727千円	2,818千円	2,818千円
加算分			
短期研修 [1人当たり]		宿泊あり143千円	宿泊なし53千円
長期研修 [1人当たり]		送り出し施設1,410千円	受入施設449千円
高機能化及び多機能化・機能転換等に必要の人材を育成するための研修 [1種別当たり]			2,859千円

(3) 定着支援

	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	中核市	市町村、特別区
基本分 [1自治体あたり]	2,332千円	1,399千円	1,399千円
加算分			
スーパーバイズの実施 [1か所当たり]			571千円
<u>メンタルヘルスケアの実施 [1自治体当たり]</u>			<u>5,558千円</u>

拡充

人材確保・育成・定着支援事業への再編について

- 地方公共団体における福祉人材全体の確保等にかかる総合的な対策を実施しやすくするとともに、縦割りを排した効率的・効果的な事業の実施を可能とするため、支援局内の「人材確保支援」・「育成支援」・「定着支援」及び「魅力発信」に関する予算を以下のとおり再編する。

<令和8年度予算>

児童虐待防止対策支援事業	
児童虐待防止対策研修事業	
児童福祉司等専門職採用活動支援事業	
児童福祉司任用資格取得支援事業	
定着支援アドバイザー配置事業	
基幹的職員研修事業	
児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業	
児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業	
児童養護施設等の職員の人材確保事業	
実習生への指導	
実習生の就職促進	
児童養護施設等への就職促進支援事業	
施設等職員交流支援事業	
児童養護施設等体制強化事業	
児童指導員となる人材の確保	
児童相談所OBを活用したスーパーバイズの実施	

<令和9年度予算概算要求>

人材確保・育成・定着支援事業 (※)	
人材確保支援	障害児支援・こども若者支援、いじめ防止分野を対象として拡充 児童養護施設等のメンタルヘルスケアの拡充
育成支援	
定着支援	